

平成30年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成30年6月17日 日曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	(欠 席)
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	福 田 多 肥
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

第1 一般質問

第2 新庁舎等建設調査特別委員会視察報告

第3 議会広報広聴特別委員会中間報告

第4 議員派遣の件

新庁舎等建設調査特別委員長

議会広報広聴特別委員長

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問の通告者は8人であります。これから通告順に従って質問を許可をいたします。まず、福田徹議員。

1 2 番 福 田 皆さん、おはようございます。通告にしたがって、企業誘致について山口町長へ質問をいたします。

企業誘致についてはここ10年間で10回以上の質問がなされており、議会、議員の中でも重要な課題だという認識の表れではないでしょうか。

まず、本町の現状を考えますと、川棚町は、川棚町の魅力はコンパクトな町であるということではないかと思えます。小さな町と言ってしまうそれまでなんですが、自然豊かな環境の中、住まいと働き場所が近いということの魅力の1つではないかと思えます。日常生活の買い物も町内で済ませられ便利であり、小中高の学校もあり、教育環境も整っております。また、医療施設も充実していて安心な町であります。

しかし、そんな魅力ある町と思っても、川棚町が町制施行100周年を迎える16年後の2034年には、本町の人口が1万1,820人に減少すると予測されています。そこで本町では「第5次総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、定住促進奨励金交付金事業、空き家バンク事業や、小中学生の福祉医療費助成制度などに取り組み、その対策にあたっています。

しかし、本町での子育て支援などの様々な取り組みも少子化対策や定住化対策としては魅力がありますが、やはり企業誘致が町の活性化のみならず人口増加策への近道だと考えます。そういった考えのもと、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも、安定した雇用を創出するとして目標値を定め、取り組んでいますが、なかなか実績があらわれてこないのが現実です。

そこで魅力ある町、川棚をもっと元気に活性化させたいとの思いを込めて、企業誘致について以下の3点について尋ねます。

1つ、これまでなかなか実現できなかった企業誘致ですが、企業進出にあたっての本町の不利な条件である、臨海工業地が避けて通れない塩害問題を払拭するほどの新たな優遇策を考えられないか尋ねます。

2、下百津埋立地には川棚港が隣接しており、港の機能を活かせる企業に絞り込んだ誘致活動ができないか尋ねます。

3、今考えられている下百津地区の6ha全部を利用するような大企業が進出してくれたらそれが一番いいことなんでしょうが、なかなか難しいのではないかと考えます。大企業を誘致するのではなく、工業団地として分譲し、小規模な企業をターゲットにした誘致は考えられないか。以上3点を尋ねます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 皆様、おはようございます。福田議員の企業誘致についてのご質問にお答えいたします。最初に町の企業誘致の考え方について、少し述べさせていただきます。

企業誘致を進めるうえで、まずは工業団地を所有しなければセールスもできないことから、川棚町では平成21年度に県の山間地域活性化基金助成金を活用して、工業団地適地調査を行ってきたところでございます。その結果、町内5箇所の候補地が提案され、その中から最も企業誘致に適した1箇所に絞り込み、そして6haの工業団地を造成する計画で検討を進められたところでありますが、造成に約12億円という膨大な費用を要することなどから断念をした経過がございます。その後は長崎県が行った川棚港湾の埋立地を企業誘致の候補地として、企業誘致活動を推進してきたところであります。

この長崎県が行った川棚港湾の埋立地には約11haの土地が造成されましたが、そのうち9haが緑地公園用地として埋立てられたもので、残りの2haが川棚町が購入し、都市開発用地として活用することで長崎県と確約をしているところでございます。また、9haの緑地公園のうち、約5haにつきましては多目的広場を整備することで、既に長崎県において川棚港防災安全環境整備工事として現在進められているところであります。

が、残念ながら残りの4haについてはその利用目的が未だ決定されていないところであります。

そこで町が県に対して買い取りを確約している2haの都市再開発用地では、工場誘致をする場合、いささか狭いとこのように感じておりましたので、先ほど説明した4haの未利用地と合わせて約6haの工業団地として確保できればいいと思ひまして、長崎県と現在これまで協議をしてきているところであります。そしてこの約6haの用地が確保できれば、ある程度大きい規模の製造業等の誘致も可能であり、定住人口の増加につながり、人口減少に一定歯止めをかけることができるのではないかと、このように考えております。

そこで①の「本町の不利な条件を払拭するほどの新たな優遇策を考えられないか」とのご質問であります。本町の優遇策といたしましては、川棚町工場設置奨励条例において、固定資産税の3年間の課税免除、そして1億円を上限とした工場用地取得奨励金支給制度がございますが、財政規模が大きい市と本町とを比較すると優遇策には大きな開きがあり、そしてその差を埋めることは非常に難しいと、このように考えております。

そこで本町の優遇策の見直しにつきましては、ターゲットとなる企業が出てきた場合に、本町の財政状況や企業の誘致効果、企業が何を求めているかなどを総合的に判断し、ターゲットとする企業が最も進出しやすい優遇策に見直しを行っているところであります。今後もターゲットとなる企業が定まれば、優遇策の見直しに取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、優遇策には長崎県の制度もあり、この制度は企業誘致生産施設等整備補助金20億円や、新規雇用促進補助金5億円、地場企業発注促進補助5億円など補助メニューが充実したものがございまして、これは産業振興財団が誘致した企業が対象となっております。本町といたしましては豊富な企業誘致実績がある長崎県産業振興財団や、長崎県への働きかけや連携を行いながら企業誘致の実現に向けてこれまで努力をしてきているところであります。

続きまして②の「川棚港を活かせる企業に絞り込んだ誘致活動ができないか」との質問であります。確かに港湾地区への企業誘致でありますの

で、海路を利用する企業、いわゆる臨海型の企業に絞り込んだ誘致活動も当然考えられるところでもあります。しかしながら、先ほども申し上げましたように、今は産業振興財団と連携して企業誘致を進めてきているところであり、財団にはさまざまな業種の企業とのパイプがあることから、そのような企業の中から川棚町にマッチングする企業を紹介していただいているところでもありますので、町独自で川棚港を活かせる企業に絞り込んだ誘致活動は今のところ考えておりません。

③の小規模な企業をターゲットにした誘致は考えられないかとの質問ですが、この件につきましても今申し上げたとおりの理由となりますが、産業振興財団と連携して企業誘致を進めているところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁いたします。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 まず、これまでの町の考え方ということで説明を受けましたが、1つ私がこれまでの経過を見ている中で、2 h aをどうするかという説明の中で、29年に入ってから新聞報道等もあって、ほかの同僚議員の質問に答えられて6 h aという案が出てきたと思いますが、正確な説明が私としては受けていないような気がしたんですが、今言われた説明の中では町の方から6 h aを活用したいというふうな投げかけといたしますか、申込みをされたのか、そこを確認しておきます。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。まず、この川棚港の埋立地につきましては、以前から産業振興財団が全国各地に売り込んでおりまして、当時、2年ほど前には11 h a全部を買いたいというふうな企業もあったようがあります。残念ながら、これは交渉の過程の中で実現には至らなかったわけでございますけれども、そういった観点から港湾整備の、いわゆる公園整備の5 h aについては、1年間着工を延期をしていただいたところがあります。

既に11 h aのうち、先ほど言いました5 h aについては公園整備がもう着工されておりますので、あと残りが6 h aになります。これにつきましては、2 h aは当然町が購入をして、都市再開発用地として活用するというところで確約をしておりますが、この2 h aではどうしてもやっぱり一般

的に考えますと狭いという思いがいたしますので、できればあと残りの未利用地の4haと合わせて、県営事業として工場団地の造成ができないかというふうなことを今県に申し出をして協議をさせていただいているところであります。以上でございます。

議 _____ **長** はい、福田議員。

1 2 番 福田 2haだけでは魅力がちょっと薄れるということで、大きい6haの規模でということでしたが、25年の時の全協の資料によりますと、残り4haは公園をあとから、財源がないので半分着工してということの説明を受けておりました、そのときの図面を見ますと、西側の川棚川の方に残り部分4haがあつて、2haと4haの間を通路を通して、駐車場があつて、海側の方の半分側に緑地公園を造るというふうな説明があつたんですが、それもストップをかけて、空き地の4haを東側の方に回して2haとくっつけていくというふうな案に今はなっているかと思いますが、それも川棚町の方からそういうふうな、合わせた計画にというふうなことは町からでいいんでしょうか。それとも先ほど言われた11haとかという希望するところがあつたことで、そういうのが呼び水になって、それは産業振興財団ですか、そちらからの話で出て、そういったところとの協議の中で出てきたものか、もう一度確認します。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。この川棚港の埋立地については、かなり以前から造成がなされておりました、そして当時埋立ての同意を川棚漁協に申し出をしたとき、あるいは臨港道路の用地買収をする際には、あの埋立地の川棚町に譲渡する確約をしている2ha以外は、すべて公園施設を造りますよというふうな事業計画がなされて、そしてそれぞれの関係者に説明がなされております。

そういった中で、県としては当時その計画通りに進めようとしたところが、政権が変わりまして、いわゆる事業仕分けにあいまして、いわゆる港湾整備事業でスポーツ施設を造ることができなくなったわけです。そこで私といたしましては、やはり県が地元で約束したことですから、国に対してそれは計画を既に進めておりますので、途中でやめることはどうなのかということで陳情いたしまして、そしてその間に政権も変わりましたが、

今やっと防災減災対策事業として当初5haの分を整備をしましょうという
ことで今進んでおります。

あとの4haにつきましては、県としては町に約束をしておりますので、
当然スポーツ施設の整備ということになるわけでありましてけれども、
現状では財源の確保ができずに事業計画も定められていなくて、いわゆる
未利用地ということになっております。そこで先ほど言いましたように、
町が買い取る2haと合わせて、6haを工業団地として県の方で造成し
てもらって、売り込んでもらえばどうだろうかというのが私の考えであり
ます。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 はい。2haの工業団地としての考えがあった頃の一般質問
の中でも、購入金額が折り合わないという中で、そのまま放置っていうん
ですかね、されるのかと思ったら、これ以上企業、企業じゃなくて、用地
単価の交渉は無理ではないかということで、1.1haでも町で買ってし
ようかと、そういう話も答弁の中であっておりますが、今のお話では6ha
全部を県の方で整備してもらって、そのあと企業誘致をされるのか。同
時進行でされるんでしょうが、まず先ほど答弁の中でありました、産業振
興財団の方からの紹介もあっているということではありますが、そういった
のが年間といいますか、どういうふうな紹介状況なのかお聞きします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。まず、町が県に買い取りを約束してい
る2haにつきましては、議員が今おっしゃったように、当時は県が申し
出をする価格と近傍時価の価格とかなり差がありまして、これについては
引き下げの交渉をずっとしてまいりました。現時点ではもうこれ以上は無
理だなという判断をして、買い取る価格としては町としては妥当な金額だ
ろうというふうな思いは持っております。そういった中で当時そういった
発言もしたと思いますけれども、その後、企業誘致の話が県の産業振興財
団から投げかけられてきておりますので、今のような考えに至ったわけ
であります。そこで紹介の状況につきましては、担当課長の方から答弁させ
ますのでよろしく願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 お尋ねの産業振興財団からの企業の紹介の状況でございますが、平成28年度から出てきている状況でございます。今まで出てきましたのが自動車関連企業、これが2つ、それから食料品製造関係、これが1件の合計3件でございます。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 3件の希望される面積というのがわかっておりましたらお聞きします。

議 長 町長。

町 長 担当課長に答弁させます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 先ほど3件の紹介があったということでございますが、自動車関連につきましては1件が10ha程度、10haですね。それからもう1つの自動車関連が8ha程度。それと食料品関係についてはですね、ちょっと記憶がはっきりしていないんですが6ha前後だというふうに思います。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 6haを超えるような紹介があったということで、ちょっと残念だったなというのが正直な気持ちですが、企業がそういう希望をされる時の整備っていうんですかね、進出して来られるのはやっぱり早い方がいいんじゃないかなと思うんですが、ある程度の整備をしてからの誘致活動なのか、そこら辺の判断はこれまでの答弁を見ますと、塩漬けにするのか、それと塩漬けになる心配と、ちょっと待ってください。維持管理ですかね。そういった費用とのありますし、企業の進出したい時期との兼ね合いといいますか、そういったのを考えて、町としてはどちらを優先するという考えなのか。それとも町ではなくて、先ほどの答弁では県の方にお願ひしたいということですが、誘致とのスケジュールっていうんですかね、そういった交渉は、交渉といいますか、考え方はお持ちなんですかね。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えいたします。まず、今議員がおっしゃるように企業誘致、早く実現すればいいなということはもう言わずとも理解してい

ただけるのではないかと思います。そういった中で、あそこの土地はですね、実は長崎県の方では公園整備ということで埋立てをしておりますので、そこを工業団地として売り出すためには、地盤改良等の整備が必要であるという新たな問題も生じております。そういったことで、町が企業誘致を進めるためには、その土地を町が購入をして、そして整備をし、そして企業に売るというスケジュールになるわけでございますけれども、せっかく今、県有地としてあるわけですので、県が主体的になって工業団地として造成をし、そして県の方で取り組んでもらうというのが私の思いでございます。そういったことで、県の方に今そういう形で進めてもらえないか、そういう働きかけをしているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 確認します。県の工業団地ということで整備をしていただきたいという要望を出すということでいいのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。要望を出すということではなくして、既にそういう考え方で県の方とは協議をさせていただいております。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 質問の各項目にちょっと、なかなか入っていなかったんですが、優遇策については企業からの要望が出た時点で考えるというふうな受け取り方をしたんですが、優遇策をその後優遇しますよというふうなことが、相手に伝わらないとなかなか川棚町に向けて手を挙げてはくれないのではないかなと思うんですが、そういったアピールの仕方はどういうふうにお考えですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。具体的には担当課長の方から答弁させますけれども、基本は今、県の産業振興財団と一緒に企業活動を進めておりますので、もし企業が決まれば、進出が決まれば、それは産業振興財団と連携をしていなければ県のそういった優遇制度は受けられませんので、町独自でそういったことを推進するというのは非常に厳しい状況であります。おっ

しゃるように、町の優遇策を前面に出しておかないと、川棚町は何もないんじゃないかと言われてたら、そこで企業が目を向けないという恐れがあります。それは議員がおっしゃるとおりでございます。そういったことについては私もそうは思いますけれども、基本的には産業振興財団との連携によって進めておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議 **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 県内の各自治体も県の財団の方を通じての誘致活動もされているだろうと思うんです。そういった中で、近隣の市町村で優遇策を独自にされているというふうなことを私は思うんですが、そこら辺を調べられて川棚町が独自といいますか、他所よりちょっとでもいいというふうなお考えの策というのは、今のあれではないのかなと思っておりますが、他所の近隣の優遇策を調べての感想なり、どういったところとかっていうのがありましたらお聞きしたいと思っております。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、お答えします。まず、町の段階では別として、市では自前で工業団地を造成して、そして優遇策を設け、振興財団と一緒になって誘致活動がなされております。

町の段階では、特に川棚町ではそういった財政状況じゃありませんので、町で工場団地を持ってということには現在なっておりませんので、比較検討が非常に難しいんですけど、冒頭申し上げましたように、市の、財政規模の大きい市の優遇措置と肩を並べるような優遇制度は、今の財政状況ではできないと、このように判断しております。それで県内の状況等については、担当課長の方から答弁をさせます。以上でございます。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 県内の優遇策をというふうなことでお尋ねでございましたが、今ですね、手元の方に町の、県内の町の優遇策は持っているんですが、市の優遇策は持っておりませんので市の優遇策は言うことができないんですが、県内の町で比較しますと、川棚町の優遇策の内容につきましては決して劣るものではないというふうなことでございます。例えば、例でいけば、長与町であれば固定資産税相当額を3年間補助するとか、そうい

うものしかございませんので、町のレベルで考えれば決して川棚町の優遇策は劣っていないというふうに考えます。以上でございます。

議 **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 わかりました。そうは言いながらも、例えて言いますと東彼三町、波佐見町、東彼杵町とちょっと比較しますと、やっぱりちょっと少し川棚町は見劣りがするんじゃないかなという判断をしているんですが、三町の中ではどういうふうなお考えでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** 見劣りがするっていう質問の意味がよくわかりませんが、確かに波佐見や彼杵は工業団地、県の方で工業団地を造成されて、そして企業誘致が近年できております。川棚町は今から40年前にさかのぼって、既に日本ハムとか、あるいは現在のクアーズテックが既に誘致をされております。そういったことから考えますと、見劣りするというそういう状況じゃないんじゃないかというふうに私は思っております。しかしこれ以上、人口減少が進みますので、これに歯止めをかけるためにはやはりそういった今後の施策の展開が必要だということは認識をいたしております。以上でございます。

議 **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 郡内の二町については県の工業団地があるからこそ、そういうふうな少しあるのではないかっていうことですので、じゃあ6haが県の工業団地として整備されるのであれば、そういうふうな優遇策、新たなものを考えられるということで、そのあとっていうことで認識していいんでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。この4プラス2の6haにつきましては、あくまでも現時点での私の考えでありまして、県に要望をしているわけですが、非常に状況としては厳しいようであります。いろんな港湾事業で造成した土地でありますのでいろんな縛りがあって、いきなり工業団地にということについては厳しいような説明も受けております。

一方で、この未利用地の活用については町民の方からいろいろ要望がありまして、人工芝のサッカー場にしてもらえないかと、そういった要望もあ

ります。これにつきましては、今、V・ファーレンがJ1に昇格して活躍をしておりますので、そういった流れによってここ川棚町に人工芝のそういった専用のグラウンドができれば、交流人口の拡大が図られるだろうと、それも1つの案ではないかというふうには思っております。したがって、現時点では企業誘致を優先して進めているところであります。そういった状況をぜひご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** はい、福田議員。

1 2 番 福 田 企業誘致を優先と言いながらも、工業団地としての用途変更ですか、そういうのは今のところ厳しいというふうな判断で、何か、喫緊の課題ではないかということで私は質問しているんですが、用地変更をじゃあ早くしてください、しかし、ほかの要望もあるからちょっと言えないと。しかし、そういう態度がはっきり、方針は町長として打ち出していくべきではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今まで申し上げましたように、私としては2プラス4で6haの工場団地をぜひ県の方で造成して、そして誘致をしてくださいと、そういった要請を県の方にはしているわけでありませう。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 はい。町長のお考えをお聞きしました。であればですね、企業誘致ですか、それについては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも目標値とかあげてありますよね。27年から31年度までの計画であります。そういったものを、目標値を達成するための、今のままではなかなか厳しいんじゃないかなと思うんです。加速させるっていいですか、そういった意味でもいろんな優遇策とか県への要望ですかね、用途変更、そういったのは早急にされるべきではないかなと思うんですけど、それはどうなんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。人口減少対策として「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。それには当然、数値目標を掲げております。現状では大変厳しい状況であります。そういったこ

とから、この今の議論されている企業誘致については鋭意努力をしているわけでありますが、基本的にはですね、町が県から4haを購入、6haを購入して、そして町自らが工場団地を造成して、そして取り組むということになれば町が自由に進めることができるわけですが、それだけの購入する財源が川棚町は持ち合わせておりません。したがって、現在はやっぱり県の土地でありますので、県がそういった、町も県も地方創生総合戦略は定めて事業を進めておりますので、県の立場で県内の人口減少に歯止めをかけるという意味から考えてもらえないかということで協議を進めているところでありまして。以上でございます。

議 _____ **長** はい、福田議員。

1 2 番 福 田 3番目の、先ほど3件の企業を紹介していただいたという大きい企業であります、なかなか大きい企業がないかなというときには、例えて言えば2haとかの申込みっていうんですが、そういうお話があった場合にはどういうふうな判断をされるのか。まとまったところを待つのか。そういうふうな判断はどういった判断の根拠といいますか、されるのかお聞きしておきます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。それはそのときの話であって、今、答えがなかなかできないんですけど、考え方としては、その残りの4haがいつまでも現状のような状況で、先に進む見込みがない場合には、やっぱり優先して2haについては、これまで県との約束もありますので進めるべきだというふうに思っております。しかし、この機会に県の方で6haの工場団地を造成してもらえれば、かなりの雇用の拡大が見込めますので、ぜひそれを私としては進めたいと思っておりますけど、相手があることですから、これは未知数でございます。今、議員がおっしゃったことにつきましては、そういった状況を見ながら決断する時期が来るのではないかと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 最後にもう1つ、確認です。県への6haの、その前に確認です。2haは工場団地として使える地盤なのかをお聞きします。

議 _____ **長** 町長。

町長 2 h a につきましては、進出してくる企業によっても違うと思いますけれど、そう大きな金はかけなくても可能だというふうに判断をいたしております。ただ、道路がやはりありませんので、そういった道路をやはり県の方で造ってもらって、そして町が買い取るということも今、必要ではないかと、このように考えております。

議長 福田議員。

1 2 番 福田 その道路というのは既存の道路じゃなくて2 h a の中を通る、交差するような道路ということですかね。

議長 町長。

町長 はい、お答えします。場所をです、ちょっと説明しますけれども、今の川棚浄化センターの前が町が買い取る土地なんですね。これについては川棚浄化センターと当該地との間に大きい道路がありますけれども、これは建築基準法上での道路にはなりませんので、新たな道路の建設が必要となります。そういったことから、今それを県に協議をしているところであります。以上でございます。

議長 長 はい、福田議員。

1 2 番 福田 ちょっと理解できなかったもので、もう一度お尋ねします。あそこの浄化センター前の道路を使わない道路なんでしょうか。

議長 長 町長。

町長 はい。お答えします。建築基準法との絡みがありますので、担当課長から答弁させます。

議長 長 建設課長。

建設課長 はい。私の方からお答えさせていただきます。建築基準法上は町道、あるいは建築基準法上認められた道路と定めがあります。現在の浄化センター前の道路は臨港道路、港湾の道路ということになっておりまして、建築基準法上の道路には該当しておりません。したがって、建築基準法の道路に該当させるためには、長崎県が指定する位置指定道路という基準を定めなくてはなりません。その定めによる整備、道路側溝だとか勾配だとかってというのが定められておりますので、その基準に合う道路への整備が必要になってくるということでございます。ですから現在の道路の上に、建築用の位置指定道路を被せるという形でご理解いただければ

というふうに思います。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 最後に1つ確認です。6 h a の用途変更ですか、そういったものも含めて、工業団地として整備していただくというのは要望書っていますか、それは出されているんですか。それとも協議の中でちょっと話されているのか。町長の考えだということでしたが。

議 長 町長。

町 長 はい。一般的に要望書というのは実現不可能なことは出せないわけですね。県と町の関係ですから。だからある程度事前協議をして、そして可能性があるっていう段階になってから正式に文書で要望すると。今は事前協議の段階で、具体的には県の土木部長等々で、私の方で協議をいたしております。以上でございます。

1 2 番 福 田 終わります。

(1 0 : 4 9)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 0 : 4 9)

(…休 憩…)

(1 1 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 皆さん、おはようございます。議席番号6番、堀田一徳です。今回、2問質問をいたします。

1 問目、「65歳以上を高齢者と言わない町川棚」の宣言を。

1956年に国際連合の報告書、人口高齢化とその経済的、社会的意味で高齢化となる基準を、65歳以上の人口が総人口の7%を越した社会とすることから、この報告書がもとになり、世界的に65歳以上を高齢者とすることとなりました。当時平均年齢、男性63.59歳、女性67.54歳。平成29年度、男性80.75歳、女性86.99歳であります。

医療の進歩、生活環境の改善などから平均寿命が大きく伸びており、高齢者の定義が現状に合わなくなってきました。高齢者の定義を見直すことで、住民の意識が変われば、より多くの方が社会の担い手に廻るように

なり、65歳以上の人も就労やボランティアに参加できる新たな枠組みの創設も必要になってきます。

日本老年学会などが平成29年に高齢者の定義を75歳以上に見直し、65～74歳は「準高齢者」として社会の担い手にとらえる提言がありました。「準高齢者」は仕事やボランティアなど社会に参加しながら病気の予防に取り組み、高齢期に備える時期としています。

これを受けて、神奈川県大和市では「70歳代を高齢者と言わない都市やまと」宣言を行っております。このことから町の施策や広報誌などで、なるべく「高齢者」という言葉を使わない。また、法律や条例、社会保障制度などにおける「高齢者」の定義や対象者、運用は変更するものではありません。「65歳以上を高齢者と言わない町川棚」を宣言してはどうか。

2問目、生涯教育を目的に会員制の講演を。

本町でもふれあい教室や教育講演会など、さまざまな生涯教育が行われております。日本文化のそれぞれのジャンルからトップの講師を招いて、その講演の中から人間性、見識などを学び、私達が到底経験できない人生哲学、共感と感動を共有し、それを私達の生活の中に、また、地域社会に活かしていくために、会員制で年10回程度の講演を開催する事業を計画できないか。以上、質問をいたします。

議 長 町長。

町 長 堀田議員の「65歳以上を高齢者と言わない町川棚」の宣言を」のご質問にお答えします。初めに、日本老年学会、日本老年医学会の提言ではありますが、現在の高齢者においては20年前後と比較して、加齢に伴う身体的機能低下の出現が5年から10年ほど伸びており、若返り減少がみられることから、高齢者の定義が現状に合わない状況が生じているようであります。そのため65歳から74歳までを準高齢者、75歳から89歳までを高齢者、90歳以上を超高齢者と区別し、75歳から89歳までの高齢者は社会の担い手であり、モチベーションを持った存在と捉え直してはどうかと、こういった内容のようであります。

そして、神奈川県大和市の宣言についてであります。平成26年4月に「60歳代を高齢者と言わない都市やまと」を宣言されており、その4

年後の今年4月に日本老年学会、日本老年医学会の提言をもとに「70歳代を高齢者と言わない都市やまと」の宣言が行われております。この宣言は一般に65歳以上を高齢者とする固定概念を変えることが必要で、この世代が意欲や能力に応じていつまでも生き生きと活躍してもらいたいとの趣旨であります。宣言に対して疑問や批判の声も数多く聞かれるということでもあります。そもそもそのような都市宣言は、市民生活の不安や危機感を取り除き、生活環境の整備や市民のモラルの向上を図るため、何らかの目的を掲げ都市宣言という形で、その都市の特色を打ち出そうとしている場合が多いようであります。

そこで、本町でも「65歳以上を高齢者と言わない町川棚」を宣言してはということですが、都市宣言が町民の多くから賛同を受け、町民が同じ方向を向き、目標に進んでいけることが重要であります。一般的に65歳以上を高齢者と認識されている現状を考えたとき、高齢者と言わないことに対しまして町民の理解が得られるか、いささか疑問を感じているところでもあります。したがって今のところ、「65歳以上を高齢者と言わない町川棚」の宣言は必要ないものと、このように考えております。

しかしながら、平均年齢が大きく伸びる中で、高齢者が生きがいを持ち、健康でのびのびと暮らしていただくこと、年齢に関わりなく意欲や能力に応じて活躍ができる社会を構築していくこと、これは社会の流れでありまして、必要なことと思っているところでもあります。以上、答弁いたします。

議 長 教育長。

教 育 長 堀田議員の2番目のご質問、「生涯教育を目的に会員制の講演を」というご質問にお答えいたします。教育委員会では堀田議員が質問された同じ目的で、毎年、年1回、有名講師を招いての文化講演会を開催し、好評を得ています。

議員の会員制で年10回程度の講演を開催する事業ができないかとのお尋ねですが、まず結論から言うと、計画実施することは非常に難しいと判断します。なぜなら、日本文化のそれぞれのジャンルからトップ講師を招聘して講演会を開催するためには、1回の講演にかかる経費を、毎年教育

委員会で実施している文化講演会を参考にしても、最低でも100万円が見込まれます。これを10回実施すると年間1,000万円の経費がかかり、これを会費だけで賄うためには、公会堂の収容人数が満員で1,000人であるため、会員を最大1,000名としても、1人当たりの会費が年間1万円を設定しないと事業が運営できないこととなります。

毎年行っている文化講演会は約120万円の予算で参加入場料を無料で行っているにも関わらず、1,000名の会場を満杯にするには困難な状況にあります。前回の高田明氏を招いての講演会においては約500人ほどの観衆でした。こういった川棚町の現状の中に、それなりの会費と会員を集め、事業を展開することが可能なのか。事業自体が成り立たないのではないか。そして継続していくことは大変難しいと考えます。

また、会費、会員などのほかに、教育委員会自体がこのような事業を展開していくことは現実的に難しいと考えます。講演の内容の計画、立案、会費の管理、また一番問題となるのが、教育委員会という行政機関が金額を会員から徴収し、特定の会員、町民のためだけにサービスを行うことが妥当なのかということです。

佐世保市においては佐世保夢大学という会員制の年間講座で10回の講演を聴くことができる、堀田議員が提案されたような事業が展開されています。2,000名の会員募集に3,200名程度の応募があるなど好評なようですが、これは主催者が公益社団法人佐世保夢大学という団体で、有志のスタッフの協力を得て運営を行っているものです。

川棚町では5月から翌年3月まで、毎月1回講師による講演会も含めた生涯学習を目的としたふれあい教室を開催しています。この教室の講師の方々は決して日本を代表するような有名な講師ではありませんが、身近な話題や今日的な話題と、担当者が知恵を出し、参加してよかったなと思えるような講座を実施しています。以前は60歳からという参加資格がありましたが、今は年齢に関係なく誰でも参加できる講座となっております。

また、公民館ではそのほかにも戦争遺構講座等多くの公民館講座を実施していく予定にしていますので、ぜひこういった身近な講座に町民の多くの方々が参加できるよう呼びかけ、実生活の中、地域社会に活かしていけるようにしていただければと考えております。以上、答弁といたします。

議 長 はい、堀田議員。

6 番 堀 田 「65歳以上を高齢者と言わない町川棚」の宣言ということで町長の方から、ちょっと難しいだろうということです。今の65歳以上の方、それぞれ皆さん活躍されておられる方もいらっしゃるし、あるいは病気になってどうしてもできないということがあるかと思います。その中でその年代の人々がですね、前向きに生活してほしいという思いでこの宣言というのは出されるものだろうと思いますけど。

それですね、この川棚町は確かにいろいろな宣言とか、そういうのが過去にですね、そういうことをしたことがあったのかですね、ちょっとその辺がわかりませんが、まあ1つ川棚町をアピールするために何々宣言というのはしてもいいかと思うんですけど、過去にそういうことがあったのかどうかですね、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長 町長

町 長 はい。お答えします。過去にどういった宣言をしたのかということについては調べておりません。想定外の質問で大変失礼いたしました、調査しておりません。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 やはりこういった問題辺りを宣言を出されて、あるいは言いましたように、新たな枠組みの創設も必要になってくるというふうに言いましたけど、そういった中でですね、高齢者対策、確かに今シルバーとか、シルバー人材とかそういったもので高齢者対策はやられておりますけど、そういったいろいろな枠組み辺りの創設も必要になってくると思います。そういう中で、創設も必要になってくるだろうと思っております。宣言はできないということですので、次に行きます。

教育長の答弁にありましたように、確かに公会堂の収容人員が1,000人ほどですね。そうすると、年間1万から1万5,000円の会費で募集をする講座があるんですけど、教育長がお話をされましたように、行政としてはなかなかそういうお金を預かってするっていうのができないということですので、やはり教育委員会の方から、例えば文化協会とか、そういった各種団体の方にそういったことを計画するような要望とかはできるんですか。

議 長 教育長。

教 育 長 堀田議員のご質問にお答えいたします。要望はできるかとは思いますが、教育委員会でそういったことを検討したこともございませんので、今後どうするべきかというのは考えておりません。講演会実施自体が難しいと考えておりますので、要望の予定もございません。以上です。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 先ほど、募集をするときに川棚町内でそれだけの会員を集めることが難しいというふうな話があったんですけど、やはり先ほどお話がありましたように、佐世保の夢大学辺りで事業をされておりますけど、やはり財団法人辺りが中心になってやっぺらっしゃいますけど、やはりそういった、川棚町でもそういった団体がそういうことをするとできるんじゃないかと思いますが、教育委員会で事業を計画してそういった事務局としての会費の徴収とかなんとかっていうのもやっぱりできないわけですかね。お尋ねします。

議 長 教育長。

教 育 長 今度7月に映画の開催とかあっておりますけど、そういったことは社会教育かうちの会合を開いてですね、教育委員会も後援として入っておりますので、そういったときの会費徴収についてはできると思います。以上です。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 募集するときに、三町以外の広域圏内に募集をかけると1,000名、あるいは公会堂収容人員が1,000名ですので、1万ないし1万5,000円の会費ですと1回100万程度の講演料になるかと思いますが、それになるとそういったある程度有名な人達辺りを、募集することができるんじゃないかと思うんですけど。やはりそこも難しいですか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい、お答えいたします。教育委員会としましては年1回の文化講演会で住民に対してのそういった文化的な提供をするということ考えておりますので、そういった年10回というようなことについてはそ

もそも、ちょっと成り立たないんじゃないかなと思っております。以上です。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 それではもうできない、できないじゃなくて無理だということですので、文化講演辺りをですね、やはり要するに町民の方が、あそこの公会堂いっぱいになるような講師の方を選んでいただくようお願いをいたします。以上で私の質問を終わります。

(1 1 : 2 1)

議 **長** 次に、久保田和恵議員。

4 番 久 保 田 議席番号4番、久保田和恵です。通告文にしたがって一般質問を行います。

第一に石木ダム建設事業について尋ねます。

石木ダム建設問題がもちあがって50余年、完成時期を何度も引き延ばしながら、様々な理由から未だダムは完成せず、水没予定地には現在も13世帯、54名の方々が生活をされています。それにもかかわらず2009年、長崎県はこれらの地権者の意思と生活を無視し、説明を求めてダム建設に反対を続ける、地元住民である地権者の土地等を強制収用するため、国に対して事業認定申請を行い、2013年9月6日付で事業認定がなされました。それ以降、地権者の方々は炎天下のもと、厳しい寒の中、雨の日、風の日と早朝から1日中不退転のたたかいを続けています。塗炭の苦しみに抗いながら、枕も高くして寝られない状況にあるのは、町長が守るべき川棚町の町民の方々です。任期満了を迎えられる最後の議会で、石木ダム建設事業に対する町長の考えを尋ねます。

1点目、憲法29条には、財産権はこれを侵してはならないとあります。町長の考えを尋ねます。

2点目、環境正義では、環境を破壊されない権利、自分達が暮らす環境を守る権利があると謳っていますが、この事に対する町長の考えを尋ねます。

3点目、1972年7月29日、長崎県知事を乙として、石木ダム建設予定地である川棚町川原郷、岩屋郷、木場郷の各総代を甲として、川棚町長が立会人となり「石木川の河川開発調査に関する覚書」を取り交わしました。覚書の第1条には「あくまでも地元住民の理解の上に作業が進められること

を基調とするものであり、もし長崎県が覚書の精神に反して独断専行或いは強制執行等の行為に出た場合には、川棚町長、当時竹村寅次郎さんは総力を挙げて反対し、作業を阻止する行動を約束する。」とされました。首長が代われれば覚書は反故にされるのか尋ねます。

4点目、石木ダム建設中止は地権者が裁判に勝つか、起業者が中止を判断しない限り、無用なダムのために13世帯の生活を奪う行政代執行が行われることは必至です。もし、1982年5月のように、7日間で750名の機動隊が動員されるようなことになった場合、町長はどのような行動をとられるか尋ねます。

第二に教育長にお尋ねします。中学校の体育祭について尋ねます。

5月13日に行われた体育祭は、開始前からの雨の中で行われました。その後もかなりの雨の降る中、生徒たちはずぶぬれになりながら競技が進められました。予備日があったにもかかわらず強行されたのはなぜか。

また、男子生徒全員による組体操についても、危険性が高いといわれている競技を、あのような状況の中で強行したのはなぜか。子ども達の安全安心を考えると中止すべきではなかったのか。教育長の考えを尋ねます。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 久保田議員の石木ダム建設についてのご質問にお答えします。最初に石木ダム建設事業に対する考え方でございますが、これまで同様に石木ダム建設事業は川棚町に取りましても長年の懸案事業であり、町政の最重要課題の1つとして認識をしておりますので、現在も反対されている地権者の皆様方に対しましては事業にご理解をいただき、1日でも早い話し合いでの解決を願っていることには変わりはありません。そこで議員からは、今4点についてご質問をいただきましたので、順次お答えをまいります。

まず第1点目の憲法29条に定めます財産権についての考えでございますが、憲法は国の統治の基本原理その他組織と権限について定めた国家の最高法規でありますので、憲法に定められた権利、いわゆる財産権については、これは尊重しなければいけないと、このように思っております。

第2点目の「環境正義についての町長の考えは」ということについてお

答えをいたしますが、実は久保田議員からはこれまでもいろんなご質問をいただいて、いろんなことを教えていただきました。今回のこの環境正義という言葉も、私も勉強不足で初めて聞きましたので、ちょっと環境正義についての書物を読んだ中で、それを少し述べてみたいと思います。

環境正義という言葉は環境保全と社会的正義の同時追求の必要性を示す概念で、多民族国家でありますアメリカの社会的背景をもとに生まれてきた概念のようであります。環境的人権差別主義批判として展開した環境正義運動に端を発し、1980年代にアメリカでアフリカ系黒人が多くを占める地域において、有害廃棄物処理施設が集中していることに対する抗議運動などが象徴的な動きとされております。そして、そのような動きを受けて1991年10月にワシントンで開催をされました、第1回全米有色人環境リーダーシップサミットで採択された環境正義の原則、この中に①として「環境正義は、母なる地球の聖性、あらゆる種の環境的調和と相互依存性および環境破壊を受けない権利を認める。」とこのようにされております。それから議員の質問にあった自分達が暮らす環境を守る権利については、この原則の宣言文の中には探すことができませんでしたが、それに似た文章として⑧に「環境正義は、全労働者が危険な生活か失業かの選択を強制されることなく、安全で健康的な労働環境を享受する権利を認める。また、環境正義は、在宅勤務の労働者が環境被害を受けない権利を認める。」とこのようにあります。

そして、このことに対する町長の考えはどうかということですが、そもそも環境正義が主題化された具体的な事例としては、1980年代のアメリカで貧困層のアフリカ系アメリカ人、いわゆる黒人やアメリカ先住民、いわゆるインディアンが多く地域に、多い地域に有害廃棄物処理施設が集中してきたことから掲げられたというふうに記載をされております。一例では1982年のノースカロライナ州ウォーレン郡におけるPCB廃棄物埋め立て施設に対する反対運動で、この地域にはアフリカ系アメリカ人が多く住んでいるようであり、したがって、この用語の誕生時、正義は主に人種的正義を意味していたと、このように解説をされております。したがって、この言葉をいきなり石木ダム建設事業に関連して質問されても、議員の質問の意図がよくわかりませんので、答弁ができない状況

であります。再質問でそういったところの関連する質問をいただければ大変ありがたいと思っております。

3点目が「石木川の河川開発調査に関する覚書」について、「首長が変われば反故にされるのか」という質問でございますが、平成28年6月定例会の一般質問においても久保田議員から同様のご質問をいただいておりますが、そのときと同じ答弁になります。昭和47年7月29日当時の地元と当時の町長、失礼しました、地元の総代と当時の町長との覚書についてでありまして、これは石木川の河川開発調査に関して、実施可能であるかを調査するため締結されたもので、その結果については当時の地元郷総代に公表されているということで、現在は覚書の効力はないものと、このように引継を受けておりまして、そのように理解をしているところであります。

第4点目の「行政代執行が行われ、もし機動隊が導入されることとなった場合、町長はどのように行動を取られるのか」についてのご質問でございますが、まだ事業認定の取消しを求めた訴訟の判決も出されていないこと、また、想定したそういった質問には答えられませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 久保田議員の2つ目のご質問、「中学校の体育祭について」にお答えいたします。体育大会は中学校学習指導要領、特別活動の学校行事の活動内容3、健康・安全・体育的行事の中に位置付けられています。学校行事の目標は、「学校行事を通して望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してより良い学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」と示されています。

体育大会を見られておわかりのとおり、子ども達は実行委員会を立ち上げ、自分達の力で体育大会を素晴らしいものにしていこうと、競技だけではなく運営等もがんばっていました。練習を繰り返し、その中で子ども達は連帯感を深め、体育大会を通して大きく成長し、夢や感動を得ることができたと思います。また、体育大会は生徒の成長した姿を保護者や地域の皆様に披露する貴重な機会であり、成長した子ども達の姿を一人でも多くの人に観てもらいたいと思うのが学校の願いであります。

平日に休みを取られない保護者にとって、雨天順延となると子ども達の晴れの姿を見られなくなってしまうと思います。当日は午前6時に校長及び関係職員によって態度決定を行いました。小雨が降っていましたが、グラウンドの状態も悪くなく、午前中はそれほどひどい雨にはならないだろうと予報から判断し、プログラムを変更してでも体育大会の実施に踏み切った学校側の気持ちはお察しできると思います。また、逆に体育大会を延期にした場合、どうして延期にしたのか、これくらいの雨ならやれたのではないかと苦情が多く寄せられたのではないかと予想します。今回の場合、実施についてはやむを得なかったものと考えております。

途中、雨脚が強くなって生徒がずぶ濡れになったことにつきましては、途中で切り上げてよかったのではないかと私自身も思いますが、応援合戦をやりたい、見てもらいたいという生徒の気持ちに学校側が切り上げるタイミングを失ったものと考えています。競技途中に1人の方から止めないのかという質問があったそうですが、それ以外の苦情はなく、火曜日に残りのプログラムを実施した際も、雨の中で強行したことに対しての学校側への苦情はなく、逆にいい思い出になったという声が多く寄せられたそうです。また、雨に濡れて体調を壊して欠席した生徒もいなかったと報告を受けています。

男子生徒による組体操についてのご質問ですが、私も学校が教育活動を行う上で安全を確保することは最重要事項であると考えています。特に児童生徒が体を動かす活動である体育活動は、事故件数からも安全対策の徹底が必要です。議員ご指摘のとおり、組体操における事故件数は、日本スポーツ振興センターの調べで2012年度の8,883件をピークに事故が多く、死亡事故や障がいが残る事故も起こっています。学校で多発している組体操の事故を受けて、スポーツ庁は全国の教育委員会あてに組体操等による事故の防止についてと題して2016年3月25日付で事務連絡を発出しました。

長崎県においては、これより1年ほど前の2015年4月27日付で体育的行事（体育祭等）における事故防止についての通知を出しております。いずれの文書も組体操を禁止するものではないものの、各学校においては組体操を実施する狙いを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。

練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて活動内容や指導計画を適時、適切に見直すこと。万が一練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり、更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。タワーやピラミッド等の児童生徒が高い位置に上がる技、飛んできた児童生徒を受け止める技、1人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせるものと記してあります。

中学校においてもこのことは十分に理解して指導にあたっており、技のレベルを下げ、要所要所に職員を補助として配置するなどの措置を取って実施したということです。そして何より組体操として仲間と協力することの大切さ、我慢強さやたくましさを身に付けさせたかったものと考えております。

教育委員会としましては、今回の組体操においては配慮がなされていたと認識しておりますが、今後、全国各地での事故を教訓として、スポーツ庁からの事務連絡、県教委の通知をもとに組体操だけではなく安全を最優先にした運動会、体育大会の実施となるよう学校へ指導にあたっていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 再質問を順に追って行いたいと思います。1点目ですが、1点目についての町長の回答は、権利は尊重しなければならないというふうに答えられましたけれども、私はそうではなくて、町長が具体的に強制収用される財産っていうものはどういうものかっていうものを具体的に上げてお尋ねしております。もう一度町長の考えを尋ねます。具体的にお願いします。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。ちょっと意味がよくわかりませんが、もう一度お願いします。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 じゃあ具体的に私の方から挙げてみたいと思います。確かに

強制収容されるものは私有財産、土地とか家とか家具とか商品とかそういうふうに見えて、そして値段がつけられてどのくらいのものだというふうに考えられると普通思われると思います。けれども私が考える財産というのは、お金で計算できないものもあるのではないかと。先ほど議員が一般質問で言ったように、川棚町には恵まれた環境、自然環境がある。その環境も私は財産のうちだと思いますが、その13世帯の人達の財産というものは家とか土地とか、そういう建物とか家具とかそういうものだけではないと私は思うんです。町長はそれだけが財産と考えられますか。

議 _____ 長 町長。

町 _____ 長 はい、お答えします。議員からは憲法29条に定める財産権についての一般的な考え方についての質問だろうということで、今のような答弁をした次第であります。以上でございます。

議 _____ 長 久保田議員。

4 番久保田 そのようになれば平行線をたどるんですけども、私は財産というものはそこに住んでらっしゃる方達が築き上げてきた歴史、それからこれから築くであろう将来に向けた生活、コミュニティ、そして高齢者にとっては終の棲家になるであろうこの人達の、何て言うんですかね、生活、環境、それもすべて財産だと私は思うんです。そういうふうに財産の考え方ひとつとってみても、私は町長との考えが違うと思うんですね。もしその町長が29条で謳っている財産っていうのであれば、強制収用される人達の財産を没収される、委員会が審査に来たときに、町長は立ち会われなかったですよ。立会もしなくて、裁決申請もサインをした。町長自らじゃなくて代理でサインされた。そこを見てもですね、やはり町長の思っいらっしゃる財産と、13世帯の方達が考えている財産っていうのはもともとが大きな隔たりがあるということで、いくら憲法29条を謳われてもですね、そこではもう町長は地権者の方達の考えに寄り添う考えはないっていうふうに私は捉えております。日本国憲法でおっしゃるならですね、日本国憲法というのは、憲法の乱用を抑制して個人を尊重する、個人の権利を横暴から守ることを目的として、主権は国民にあると書いてありますが、ここのところは町長はこれは認められますよね。

議 _____ 長 町長。

町長 はい。憲法に定めがあることについてはそれは尊重しなければならぬということ、前から答弁をしているところであります。

議長 久保田議員。

4番久保田 地権者の人達の財産というものは、やはり私達人間がパンのみで生きているわけじゃなくて、やはり自然であり、コミュニティであり、生かされているものの中で財産は作られていくものと思っておりますので、やはり考え方の違いにちょっと残念なことを思います。

それから、2点目にいきます。環境正義ということたくさん述べられましたけども、これはやっぱりインターネットの中で謳われていた。私もそういうところを目にしたんですけどもね。環境正義っていうのは、もともとの発祥はそうでしょうけども、今、世界的に見られているのは環境の破壊を受けない権利、そして政治的、経済的、文化的、それから環境的の自己決定権が全人類の基本的権利であることということで認められていて、私達が、先ほど町長が言われたのはもともとはそうであったかも、スタート時点ではそうであったかもしれないけども、その環境正義っていうのはそれとは世界的にはやはり考え方が大きく飛躍しているものと思います。

この間、「ほたるの川のまもりびと」という上映があって、公会堂で700人の人達が見られました。それから加藤登紀子さんが5月の6日に「ほたるの里から長崎をかえよう」というシンポジウムがありまして、1,040人の方々が参加されました。川原の人達以外の方達がこういうふうに集まって来られたっていうのは、環境正義で自分達は実際はそこに住んでいないけども環境を守りたいっていう考えで集まられたと思うんですけども、町長はどう思われますでしょうか。

議長 町長。

町長 それは私にはわかりません。

議長 久保田議員。

4番久保田 石木ダム問題をですね、そういうふうに簡単に片づけられるものではないと私は思うんですね。確かに私と町長とは全くかみ合うところがないと思います。けども、川原に住んでいらっしゃる13世帯の人達は、やはり川棚町民の方々なんですよね。町長のもとにいらっしゃる

方々なんです。だからこの人達のごことは、いくら佐世保、県が起業者であっても、この人達を守る考えの立場に立ってほしいっていうのが、これまでずっと私が町長に感じてきたことです。これをすればするほどむなしさを感じてですね、本当に私は、何て言うのかな、この気持ちがどこに持っていけばいいかっていうのがわからなくなってしまうんですけども。

そうしたら次に移ります。3つ目の覚書のことです。確かに覚書の効力はないと、確かにじゃなくて、覚書の効力はないというふうに言いられました。確かにこの覚書というのは、紳士協定に過ぎないかもしれない。法に勝るものではないのですよね、どうにもできないことかもしれませんけども、しかもこれが河川開発調査によるものごときの覚書ではありません。だけど、そこがスタート地点ではあったとしてもですね、やはり県に対して話し合いに応じると、そこだけはいくべきではありませんでしょうか。県に対して、覚書の効力はないとしても、町長としての役目として県に対してこういう覚書があるっていうことを示して、そして納得ができるような説明をすべきだということを書いていこうという気持ちには、考えはお持ちではないですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。まず、前段の質問に対して答弁は必要ないと思いますけど、あえて申し上げますが、13世帯の皆さん方が苦勞されていることは十分承知をしております、これは同じ町民でありますので、久保田議員がおっしゃるようなことの対応はしていないつもりであります。

ただ、先ほど憲法第29条の話がありまして、それに基づいて議員と今やり取りをしているわけでありまして、環境正義ということについては、1つは憲法第11条に基本的人権がありまして、これには6つの権利が保障されております。まず、その中の一番の包括的基本権というのがありまして、この中に最近、環境権というのが主張されてきております。この環境権というのは新しい人権の1つで、良好な環境の中で生活を営む権利のことを示しております、日本国憲法第13条の幸福追求権を根拠に主張されております、学説として今ほぼ通説になっております、この地位が確立されているというふうな情報もあります。環境正義じゃなくして環境権ということを考えますと、そういった久保田議員の

おっしゃるようなことも理解できるわけであります。

それから今、説明がありました、質問がありました4つ目の質問についてであります、これはあくまでも当時の資料を見てみますと、当時進められようとしております、いわゆる川棚川、石木川の河川開発調査に関する覚書で、当時の町長と当時の郷総代3名の方と確約を結んでおられます。この業務は既に完了して、そしてその報告をそれぞれの総代にして、そしてこの確約については履行済みというふうに町も捉えておまして、そういった引継を受けておりますので、私も引継どおりそのように解釈を、理解をいたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 しかし開発調査の履行済みと言われても、そこがもともとで、開発調査で済むならばそれでいいです。けどもその開発調査が済んでダム事業建設に移行して、今こういう大きな問題になっているわけですから、そこが履行済みだから引継どおりでそれで終了したっていうふうに解釈されるのはおかしいんじゃないかと思いますが、違いますかね。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。それはそういった引継を受けておりますのでおかしくはないと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 先ほど町長が4つ目の質問に対してっておっしゃいました。それは3つ目です。4つ目ではこれから再質問していこうと思います。

石木ダム建設中止は地権者の裁判に勝つか、中止を判断しない限りはもう本当に行政代執行が行われることは必至ですって思います。

町長も5月1日の東彼地区のメーデーに参加されました。私も同席しました。そのときにそこで来賓として来られた方が挨拶されたのを覚えてらっしゃると思います。県議の方ですね、川棚町長がここにいらっしゃいますがついていうことで前置きして挨拶されたんですけども、「中村知事は強権的発動も選択肢の1つと言っている。平成30年度に行われるかもしれない」と挨拶されました。そのように覚えてらっしゃいますか。どのように受け取られましたか。

議 _____ **長** 町長。

町長 はい。あまりよく記憶いたしておりません。

議長 久保田議員。

4番久保田 やはりそのところが感覚が違うと思うんです。やはり私は石木ダムのことを誰かが発言するならばですね、やはり一言一句聞き逃すまいとして聞くっていう態度が、それが本当の町長としての姿勢だと思うんです。私はあのときにそういうふうに使われた挨拶の中でですね、使われたときにですね、36年前にその子ども、児童生徒が学校を休んで、そしてお年寄りの方をリヤカーに乗せて数珠を持って、そして阻止行動をされたわけですよ。750名の強健な機動隊の人達にごぼう抜きにされてけがをされた、そういう人達がいらっしやったわけですよ。そういうことの二の舞にならないか。そしてこれはほんと全国を見てもですね、そういうことが起こっているところっていうのはありませんよね。沖縄の辺野古か。それから今、玄海町の玄海原発反対の運動とかそういうことをやってらっしゃるけども、そういうふうな機動隊を動員してまでっていう運動はされてないけども、それがもし、もしの想定、もしっていうことに対しては、想定した質問には答えられないっていうふうにおっしゃいましたけども、私は30年度に行われるかもしれないっていう、この挨拶の中からそういうふうに関心されたから質問されたんです。想定されなくても、もし、もしものときはどうされますか。私は以前にも尋ねました。

議長 町長。

町長 はい、お答えいたします。メーデーの話がありましたけど、メーデーはそもそも労働者の祭典というふうに位置付けられておりまして、そういった中で郡の町村会長として案内がありましたので、そこで祝辞を述べたわけでありまして。いわゆる日頃の労働者の、いわゆる労をねぎらうためにそういった祝辞を述べた次第であります。したがって、来賓者の、ほかの来賓者のご発言を私がどう捉えたかについて、石木ダムと関連して私の姿勢を問うのはどうかというふうに私は思います。

それから今、4点目の質問がありましたが、これは前にも述べましたようにそういった仮定、想定した質問に対しては答えられないわけでありまして、いわゆる起業者の知事さんであっても常に対話をしたいというような姿勢はお持ちのようでございますので、私といたしましてはそのような

方向で解決できれば一番良いなということは今でも変わりはありません。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番久保田 一刻も早くそういう行動に打って出てほしいと思います。やはり事態は、確かに、事業認定の裁決、裁判の判決は7月9日に下ります。どういう判決になるかですね。けども、中村知事は今度の選挙のときも地権者の方に会われてお話をする気持ちは十分ありますというふうに答えていらっしゃるので、そのところをぜひですね、待たずに町長の方から打って出て、とにかくテーブルにつくと、条件なしで話し合いに応じるということをお願いしたいと思います。

私はもしかしたら町長、想定はいけないっておっしゃるけども、本当に町長が私の町には造らせないっていうふうにおっしゃったら、県は気持ちが楽になって、ああやめていいんだと、本当はやめたいんだけどっていうふう思っているかもしれない。その窓口を開いてくれたら引き際を、行政っていうのは引き際が、とにかく一度テーブルに載ったものはやめることができないでしょうけども、もし町長がそういうふううちの町には造らせないっていうことを発信されたら、ああいいことを言ってもらったと、やめる機会を得られたというふうに思うかもしれないって私は希望を持っております。石木ダムのことについてはこれで終わります。

次にですね、中学校の体育祭のことについてお尋ねします。確かに子ども達が実行委員会を立ち上げて運営もがんばった。それは私も認めます。だから私は運動会に行って、本当に心から応援します。しかし、誰のための、確かに子ども達がそこまで頑張ったんだからその日にやらせたいという気持ちも十分わかります。それでもですね、結局は残りの競技は次の週の火曜日になされたっていうことであれば、せっかくお休みを取っていたお母さん達、保護者の方がまた休みを取らなければならないっていうふうなこととはちょっとかけ離れるのかなと。あの日もかなりの保護者の方達が休みを取って子ども達の成長を見に行かれたっていうのがありますので、せっかく休みを取った人のために順延するのもどうかっていうふうには、私はならない。切り上げてよかったのではないかと、自分も思ったっておっしゃるならば、そういうふうにするべきではなかったと思いま

す。

それでその組体操ですけどもね、確かに体ができ上がってれば構わないと思うんです。ただも5月は子ども達、1年生も、全生徒の男子生徒がやったわけですから、5月と言えば小学校から上がってまだ2ヶ月足らずの児童の体だと思うんですね。それで運動シャツも、運動服も雨で濡れてその上に乗るわけですから、私はもう足元も不安定になるので、どんなに小さなピラミッドでも私は危ないんじゃないかと、やめるべきではないかと思ったんですけども、それでもあれは想定内だったと、安全は保たれていたと、そういうふうにお考えでしょうか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 お答えいたします。あの状況はやっぱり体が雨で濡れている、また泥で滑るといような状況はあったと思います。ただ、一概にだからもうやめろといようなことは言えなかったのかなと思っております。団体種目、かなりレベルも落としておりますんですね、そこはどうかだったかなとは思いますが。ただ、即そこで中止っていうことは学校側も判断できなかったんじゃないかなと思っております。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 競技に入ってからでは即そこでやめろっていうのは難しかったでしょうけども、途中の雨の降り方の中で中止するっていう考えも1つはあったと思うんですね。それは私達が今、3期目ですけども、中学校の運動会に行ったときに、組体操で子どもが落ちまして、救急搬送されたっていうのを目の前で見ました。そういう事態があって、それと先ほど言われた大型ピラミッドなんかでは死亡とか障がいとか裁判とか、そういうこともあっていきますので、どんなに小さなピラミッドであれタワーであれ、そういうふうなのは想定をしていかなければいけないと思います。確かにポイントポイントに先生達が安全のために立ってらっしゃったのはわかります。ただも、保護者とか地域の方々に見せる体操も、気持ちはわかりますけども、やはり1にも2にも子どもの安全を考えて、これからはやはり止める勇気も必要だと思いますので、危ないと思ったときには決断を下して止める、止めてほしいっていうふうに私は思います。今後の考えをお尋ねします。

議 長 教育長。

教 育 長 今、久保田議員がおっしゃられたように、やっぱり子ども達の安全・安心っていうのは確保されて学校行事も行われるものと、行わなければならないものと、私自身も認識しております。今後、学校側ともそういったこと、そういった雨の場合とかですね、なった場合にどうするかっていうことも含めて今後協議していきたいと考えております。

4 番 久 保 田 終わります。

(1 2 : 0 6)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 2 : 0 6)

(…休 憩…)

(1 3 : 1 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、堀池浩議員。

7 番 堀 池 皆さん、こんにちは。議席番号7番、堀池浩です。通告にしたがって、2項目について質問します。

まず、ちょうどドライブレコーダーのことが、定例会初日の6月14日付新聞のコラムに掲載されていまして、そのコラムを紹介いたします。このコラムは北斗七星というコラムなんですけど、「高齢者の運転ミスや飲酒運転、さらには煽り運転などによる交通事故のニュースがこのところ目立つ。これらは自分は十分に注意していて過失がないにも関わらず、遭遇してしまうもらい事故につながる。いつ降りかかるかわからない災難のような事故への不安を背景に、自分の自動車の周囲を映像に記録するドライブレコーダーに関心が高まっている。急激な動作、例えば急ブレーキやぶつかった際の衝撃を感知して、その前後10秒程度が記録される。事故の際には冷静な目撃者のような証拠に。これによって、事故後の検証や交渉が円滑に進む。また、周辺を撮影しているため、事件捜査の有力な証拠として、いわば動く防犯カメラの役割を果たすことも。5月に行われた調査によれば、既に自分の車に装着している人が4分の1、残りの人達の中で今後利用したいと考えている人が3分の2を占めた。事故の際だけではない。定期的に映像を再生し、自分の運転を見直す教材になる。」との掲

載がありましたので、紹介させてもらいました。

それでは、通告にしたがって質問します。ドライブレコーダーを設置することにより、職員の安全運転意識の向上や、交通事故等における責任の明確化、処理の迅速化を図ることにより管理運用がスムーズに行くことから、ドライブレコーダーを設置する市町村が増えてきている。そこで以下のことを尋ねます。

- 1つ、公用車での事故は過去5年間で何件あったのか。
- 2つ、その事故で、相手とのトラブルはなかったのか。
- 3つ、公用車にドライブレコーダーを設置できないか。以上3点です。

次に小・中学校の体育館・外トイレの改修についてです。

昨年6月の一般質問で小・中学校のトイレの洋式化について質問しましたが、その中で体育館やグラウンドは指定避難場所になっており「町の方で災害対応という形で早急に進めていきたい」との答弁がありました。そこで以下のことを尋ねます。

- 1つ、外に設置のトイレ、体育館のトイレの改修計画はどのようになっているのか。
- 2つ、議会報告会でも「石木小学校の外トイレはあまりに古く、使用できる状態ではない。早急に改修を」との強い要望がありました。早期改修の計画はないのか。以上、壇上での質問とします。

議 長 町長。

町 長 堀田議員の、失礼しました。堀池議員の質問にお答えいたします。ただいま2つの項目について質問がありましたので順次お答えをいたします。

まず最初の「公用車にドライブレコーダーの設置を」という質問についてお答えいたします。その中で3点質問をいただいておりますが、まず①の「公用車の事故は過去5年間で何件あったのか」というご質問であります。調査をいたしましたところ、平成25年度から29年度までの5年間で、軽微なものまで含めて15件の事故が発生しております。また、30年度に入ってから自損事故が1件発生しております。

次に②の「事故で相手方とのトラブルはなかったか」ということにつきましては、発生した15件のうち事故において、相手方が発生するいわゆる

る人身事故及び物損事故は合計４件でありました。これらはいずれも事故発生後、保険会社により補償額がまとまり次第速やかに示談が成立をしており、示談交渉が難航するような相手方とのトラブルは発生をいたしておりません。

次に③でございますが、「公用車にドライブレコーダーを設置できないか」についてでございますが、現在のところ本町の公用車においてドライブレコーダーを設置しているのは、学校給食センターにおいて平成２４年度から給食配送用車両２台に取り付け、その後、平成２８年度に残菜等を処分場へ搬送する軽トラック１台に取り付け、合計３台に設置をいたしております。

この学校給食センターの車両におけるドライブレコーダーの設置は、平成２４年当時給食配送用車両を臨時職員による配送に切り替えたこと、または車両がトラックであるという特殊性もありまして設置をしたものであります。ドライブレコーダーはその設置によって事故が発生した場所の原因の究明に大きな効果があると共に、また導入することにより、ドライバーの安全運転に対する意識が高まり、事故率も減少するという統計上、明らかになっております。また、以前に比べて装置の価格も下がっていることから、本町においても公用車の安全運転管理上、給食センター以外の公用車のドライブレコーダーの設置についても検討すべき時期にきていると、そのように考えております。

次に、「小・中学校の体育館・外トイレの改修を」のご質問についてでございますが、まず去る６月の堀池議員の小・中学校のトイレの洋式化についてのご質問に対しての私の答弁について確認をさせていただきますが、本町においてはすべての体育館を災害時の避難所と指定しておりますので、まずは国の有識者会議の緊急提言に示されているような、避難所としての学校施設に求められる役割、備えるべき機能等を明確化することから始め、その中で体育館のトイレの洋式化について検討していきたいと、このように申し上げております。

そこで①では、「外トイレ、体育館トイレの改修計画はどのようになっているのか」とのご質問でございますが、避難所とした場合の環境衛生的な配慮からトイレには洋式便器の設置が望まれるところであることから、各

施設優先順位を設定いたしまして、洋式化がまったく実施されていないところから順次改修していこうと、このように考えております。ただし、今年度につきましては町内指定避難所で一番大きな収容人員を抱える川棚町勤労者体育センターのトイレ改修、洋式化を改修の優先順位が高いと判断をいたしまして、事業を実施することといたしておりますが、来年度からは順次学校施設でも改修を実施する必要があるのではないかと、このように考えております。

②についての質問であります。石木小学校の外トイレにつきましては、教育委員会では昨年に石木小学校から特に男子用トイレが汚い、また、トイレの形態が個別にセパレートされていない旧式であるため、小が躊躇されるため改修ができないかとの要望を受けており、調査も行ってのようであります。先ほども答弁いたしましたように、各学校の体育館トイレについては順次優先順位をつけ改修を行う必要があると思いますので、石木小学校外トイレにつきましても、その中で検討していく必要があるのではないかと、このように認識をいたしております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 今、答弁の中で過去5年間、15件の事故、また、本年度も自損事故が1件発生していると。ただ、相手とのトラブルとかそういうのはなかったということなんですけれども、これは今までトラブルがないとか、大きな事故等もなかったということなんですけれども、そのトラブルが発生してからじゃなくて、事前にやっぱり設置というのが必要じゃないかなと思います。調べたところ、ドライブレコーダーは1基2万円から360度全方向で5万円程度という形になっているんですけれども、今後、設置検討ということなんですけれども、だいたいどのくらいから進めていかれるのか、いつ頃から進めていかれるのかお伺いします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えいたします。今の壇上での答弁といたしましては、設置すべき時期にきているとこのように認識をしておりますというふうに答弁いたしましたので、そのようにお考えいただいて結構だと思います。

ただ、今、具体的な質問でいつ頃かと質問がありましたけど、実はドライブレコーダーを設置するとした場合に、今、1台2万円から5万円かかるということで、新しい予算が必要でございます。実は任期が9月まででございますので、9月議会に提案するまだ権利を今持ち合わせておりません。したがって、10月以降について、9月以降についてのいわゆるそういったことについては答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 任期のこともありますのでその辺は言えないということなんですけども、一度に全車というのは無理だと思うので、まず一番町外に頻繁に出かける車、あるいは8人乗り、そういうのを優先しながら毎年10台から15台設置するとして、年間50万から75万ぐらいという予算になります。でも今後、この設置の方を急いでいただくよう、検討の方を町長以外の方でまた検討をお願いできればと思っております。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。具体的には担当課長から答えることになるわけでありましてけれども、基本的には冒頭申し上げましたように必要性を感じております。堀池議員の質問をいただいているいろいろ部内で協議をいたしましたその中ではですね、やっぱり今、議員がおっしゃるように出張に多く使う車とか、あるいはたくさん人間が乗って移動する、いわゆるステップワゴン車、そういったものは優先して取り付けるべきではないかと、このような議論はいたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 次に小・中学校の外トイレ・体育館のトイレの改修ということで、来年度から順次優先順位をつけてということであるんですけども、昨年6月に一般質問したときも町長も答えられていましたように、特に石木のトイレっていうのが、外トイレがあまりにも使いづらいとか、使えないっていう思いがします。この一般質問でも話しましたように、先般の議会報告会でもそういう要望、またはそういう声があがっています。特にその意見が出たところは、やっぱり石木小学校区の方だったんですけども、やっぱり私が行ってもあまりにもひどすぎるので、特にこの

石木小学校の改修というのは第一に考えていただきたいと思いますが、
どうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。トイレの洋式化については、これまでもいろんな機会
で質問を受けて考え方を申し上げておりますが、今、こういった高齢化社
会になりましてから、和式のトイレがなかなか使いづらいということで、
洋式化については順次改良していくということでこれまでも申し上げてき
ておるわけでありまして、したがいまして、今、議員が質問の中にありまし
たように、議会の議会報告会でもそういった意見が住民の方からあり、そ
れをこうして一般質問として提言をいただいておりますので、そういった
発言については尊重していかなければいけないというふうに考えておりま
すので、9月以降どうするかは言えませんので、ぜひそのお気持ちをお汲
み取りいただきたいと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 以上で質問を終わります。

(1 3 : 2 7)

議 _____ **長** 次に、山口隆議員。

1 番 山 口 こんにちは。議席番号1番、山口でございます。通告文にし
たがって2問質問をさせていただきます。

まず1問目でございますが、次期町長選への立候補の考えはということで
町長に質問いたします。

山口町長の任期も残すところ3ヶ月となり、また、先般、選挙管理委員会
から町長選の日程が9月4日告示、そして9月9日投票という日程が発表さ
れ、町民の次期町長選に対する関心が高いものと考えられます。

12月定例会で、同僚議員の次期町長選への立候補についての質問に「現
時点では白紙の状態である」と、「しかるべき時期に判断をしたい」という
答弁であったかと思っております。残り3ヶ月となった現時点での立候補の
意向について町長に尋ねます。

2問目でございます。子どもの安全・安心についてということで、教育長
に尋ねます。

5月15日（火）の夕方、新町公園で女子児童が「車に乗る？」と声をか

けられ、連れ去られようとする事案が発生いたしました。幸いにもその児童は無事であったということであります。この事案は一つ間違うと、子どもの身体・生命に関わる深刻な事案になる可能性を秘めております。この事案については捜査上の秘密、個人情報の問題等で情報が錯綜し、様々な憶測が流れているところでございます。

次代を担う人材である子どもの安全を見守り、健全育成に努めることは大人の責務であろうと考えております。学校はもとより、地域社会全体で見守り育てていく必要がある。そのためには情報を共有し、学校・保護者をはじめ教育委員会、PTA、警察、地域社会などが連携協力していくことが必要であると思われまます。今回の事案に関連し、次の点について尋ねます。

1点目、事案の概要と発生後の対応はどのようにしたのか。

②今回のような事案に対する危機管理マニュアルはあるのか。

今回の事案は、児童が学校を離れた放課後のことである。下校途中を含め、放課後の子どもの見守り体制はどのようにしているのか。

4点目、通学路を含め子どもにとって危険箇所の点検は行っているのか。

5点目、今回は事案発生後の情報の共有が不足しているように感じられます。多くの関係者、町民が情報を共有することによって見守り体制が構築されられると思われるがどうか。以上でございます。

議 長 町長。

町 長 山口議員の「次期町長選への立候補の考えは」のご質問にお答えいたします。

ただいま議員のご質問にもありましたように、町長に就任してから2期目の任期も残すところ3ヶ月となったところであります。この間、町政運営におきましては大きな瑕疵や困難もなく推進できたところであり、これもひとえに町議会をはじめ、町民皆様のご支援、ご協力のおかげであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

そのような中、ただいまは現時点での次期町長選への立候補の意向についてご質問をいただいたところでありますが、今、議員が述べられましたように、実はこの件につきましては去る12月定例会で、堀田議員から「次期町長選挙に立候補する考えがあるのか。決意があれば所信を伺いたい」とのご質問を受け、それに対して「現在川棚町の発展に欠かすことの

できない多くの事業に取り組んでおりますが、残り9ヶ月の任期がありますので、その進捗を少しでも図るべく、しっかりと取り組んでまいり所存である」そういった旨を申し上げ、そして、しかるべき時期に立候補するかしないかについては報告をさせていただきたいと答弁をしたところであります。

その後、新しい平成30年を迎えてから特に長年の懸案事項でありました役場庁舎の改築につきましては、十分な検討時間ありませんでしたので、トップダウンで計画を進めたところ、現地で建て替え計画について職員の理解を得、議会におきましても一定のご理解をいただきましたので、国の財政支援制度の市町村役場機能緊急保全事業の期限であります平成32年度末完成に向けてしっかりと取り組み、安全・安心の町づくりをさらに進化させなければと、このように考えているところであります。

また、これまで手掛けてまいりました財政の健全化につきましても大変厳しい状況ではありましたが、起債残高の減少を図り、基金残高の減少につきましても一定歯止めをかけることができ、平成29年度末では20億円台に回復をしたところでございます。しかし、財政指数はまだまだ厳しく、これからの新庁舎建設に多額の財源を必要とすることから、さらにしっかりとした財政運営に取り組む必要があると、このように認識をいたしております。

一方では町民の皆様方が安全で安心して暮らせるための地域見守りネットワークの構築をはじめ、幹線道路や漁港の整備も着実に推進できているところであります。また、農業や水産業振興につきましても一定の成果が表れており、ここ数年農業出荷額も伸びておりまして、それによる税収も増加をしているところであります。

また、国道205号線の川棚医療センター前の交差点改良や、川棚港埋立地のスポーツ施設の建設につきましては、国や県において測量設計費や工事費を計上していただきましたし、基幹農道川棚西部地区につきましても進捗はやや遅れ気味ではありますが、完成に向けて着実に進んでいるところであります。

観光事業につきましても、くじゃく荘やしおさいの湯におきましては川棚町観光協会ですっきりとした運営をしていただいております、片島公園を整

備したことによりボランティアガイドの育成が図られ、地域活性化団体の活動により戦争遺構をツールとした交流人口の拡大の兆しも見えてきているところでもあります。

このような状況の中でこれからの事業を、これらの事業を今後も着実に推進し、住まい理想のまち川棚、そして町民の暮らしがさらに輝く町づくりのために、引き続き町政のかじ取り役を担当させていただきたいと強く思っているところであります。最近では後援会をはじめ、町民皆様からも3期目を目指して出馬するようにとの多くの声をいただいておりますので、この度9月に行われます町長選挙に立候補することを決意した次第であります。どうか皆様方のご理解とご協力、そしてご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 山口議員の2つ目のご質問、「子どもの安心・安全について」お答えします。

今回の事案は議員が言われたとおり、5月15日午後4時半頃、新町公園で遊んでいた女子児童が不審者に車に連れ去られそうになったという事案で、幸いにも一緒に遊んでいた別の児童が声をかけたために不審者が逃走し、大きな事件にならずに済んだものです。

この事案は翌日連れ去られそうになった児童の親から学校に連絡が入り、学校から警察に連絡したもので、学校も教育委員会も事案を周知することができたのは事案発生の翌日、16日の9時頃ということになります。

発生認知後の学校、教育委員会の対応としては、直ちに町内各小中学校及び波佐見町と東彼杵町教育委員会に、事案発生について電話連絡いたしました。連絡を受けた町内の小学校では集団下校、学年下校を実施して対応しています。中学校においては部活動のこともあり、事案発生の周知と気をつけて帰るように伝えて下校させています。事案発生の翌日ということもあり、また既に学校周辺を警察官が数多く巡視していたこともあり、保護者に直接迎えに来てもらうなどの対応までは行っていません。

2つ目の「危機管理マニュアルはあるのか」というご質問ですが、各小中学校において平成23年9月に長崎県教育委員会が発行した学校におけ

る安全管理の手引き改訂版をもとに作成、または引用しています。また、今年2月に文部科学省から学校の危機管理マニュアル作成の手引きが発行されましたので、今後はこの最新版をもとに登下校時の緊急事態、不審者事案への対応についてを含めてマニュアルを策定し、適正かつ迅速な対応を実施していくよう指導していきたいと考えています。

3番目の「下校時を含めた放課後の見守り体制について」のご質問ですが、登校中の見守り活動については、各校登校ボランティアの方々のご協力を得て安全確保に効果を得ておりますが、下校時や放課後においては、石木小学校と小串小学校においてはボランティアの方々に下校時刻をお知らせしているということです。それぞれ学年で帰宅時間がまちまちであることや、一旦帰宅したあと公園等へ子ども達が遊びに出て、帰宅までの時間が長いこともあり、どこの学校でも見守り体制は構築されていないのが現状です。

新潟での事件後、今回の事案が本町でも発生したことから、子ども達の安全確保のために、特に放課後の見守り体制の構築の必要性を実感しているところであり、議員がおっしゃるとおり、当然教育委員会、学校、警察、保護者、地域が一体となって子ども達を守っていく体制を作ることが必要になってくると考えます。

4番目の「通学路を含めた子どもの危険箇所の点検は行っているのか」のご質問ですが、通学路の危険箇所の点検は2年に1回教育委員会、道路管理者、警察、学校関係者が会して見守り点検を行い、危険箇所についての確認を行い、道路管理者での対応を要請しています。また、各学校においてはこども110番の家や危険箇所のマップ作りにおいて、危険箇所の情報があつた際に学校から出向いて、現場の確認をし、写真を撮り、児童保護者への周知を図っています。また、通学路以外の子どもがよく行く公園、広場などについての点検は、一部の公園においては役場建設課の職員が行っていますが、教育委員会や学校、PTAでの点検は行っていません。今回の事案を受け、通学路や公園などの子ども達が立ち寄る場所の点検のあり方等について、関係者や関係機関で協議する機会を設け、防犯での安全の確保について協議しなければならないと考えております。

最後の「情報共有の必要性について」の質問ですが、今回の事案におい

ては普段にないような多数のパトカーでの巡回、街頭での警察官の警ら活動等があり、一体何の事件があったのだろうという不安が多く住民の中から聞こえ、議員ご指摘のとおり情報の共有不足であったことは確かです。しかし、本事案においては犯人捜査の影響のことを考慮し、警察からの要望で情報提供が最小限に限られ、共有については難しい状況でした。

声かけ事案の発生について町民の皆様には周知できたのは、警察からの要望で5月18日に防災無線を使っての放送で、事案発生から3日が経過していました。こういった事案発生の場合、多くの町民に情報の伝達を迅速に行い、住民が事案を共有することでさらなる事案の拡大を抑止することにつながると思いますので、今後、同様の事案が発生したときの対応はどうあるべきか、防災無線の活用やメール配信と情報伝達のあり方等検討する必要があると考えます。

この事案を受けて川棚小学校では、教育委員会も入り緊急の学校支援会議を開き、どうすればこういった事案を未然に防げるか、地域の方、PTAの方々に意見を求めました。その中で、地域と学校、保護者との接点をもう少し作ることができないか、行政から防災無線で情報を流せないか、町全体が抑止力になり、防犯カメラの役割を持つことになるのではないかと、15時移行は見守りタイム、防犯タイムとして防災無線で放送を流すことで防犯の意識付けができないかなどの意見があります。このように学校、保護者だけではなく、地域が一体となった防犯体制の確立が必要であると痛感しています。これは幼児、児童、生徒だけではなく、老人、女性等、犯罪被害者となり得る弱者なども含めて関係することから、防犯担当部署とも協力して、地域社会全体での防犯体制の確立を目指していきたいと考えます。

今回の事案は子ども達を悲惨な事故や事件から守るため、さまざまな角度から見直すきっかけとなっています。そして、広報7月号においても特集を組んでいただくなど、町ぐるみで子ども達を守っていこうという機運を感じています。今後、教育委員会や学校といたしましては、自分達でできること、そして地域や行政にお願いすることなどを整理したいと考えています。また、各学校においては地域の人などに大きな声であいさつをし、挨拶による明るい町づくりに努めること、不審な人に対しては「いか

のおすし」の標語で不審者に対する対応をことあるごとに指導し、何かあったらとにかく大声を出して逃げるなどの、子ども自ら危険から身を守るような危機回避能力を高めることの両面から取り組んでいきたいと考えています。以上、私の答弁とさせていただきます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 町長にお尋ねいたしますが、先ほど引き続き町政を担いたいと、非常に強い立候補の意向をいただいたところでございますが、改めて立候補にあたってですね、今後、少子高齢化が進む中で、どういうふうな町づくりに努めたいと考えておられるのかですね、その点だけお聞かせいただければと思いますが。

議 長 町長。

町 長 はい。山口議員の質問にお答えします。今、出馬の表明をしたばかりでありまして、これからただいま質問にあったようなことについては考え方をまとめて、そして選挙戦に臨むことにいたしております。基本的にはですね、町政運営にあたっては、川棚町においてはこれまで基本計画を策定しておりまして、第5次川棚町総合計画が23年3月に策定して、そして後期の基本計画が27年の11月に策定をされております。また、人口減少に歯止めをかけ、地方の活性化を図るためには「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が定められておりますので、基本的にはこういった定められている戦略をしっかりと取り組んでいくと。そのことが川棚町の発展に必ずやつながると、このように思っております。

しかし、いろんな戦略が網羅されておりますので、一度に全部というわけにはいきません。やはり財政状況は厳しいわけでありまして、その中で優先すべき順位を決めて取り組んでいく。そういったことが一番今の厳しい財政状況の中では求められているのではないかと、このように思っております。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 続きまして2問目のですね、子どもの安全・安心についてお尋ねしたいんですが、今回の事案がですね15日の夕方発生して、翌日の16日の9時ぐらいに把握したと。こういうふうな事態を考えればですね、非常に子ども、保護者にとってですね、そういうふうな時間帯に起き

たことの連絡網等は何らかの形で考えられているのかどうか。いわゆる1日経たないと把握できない状況というのは、危機管理からいけば一番厳しいことなんです。だからそういったときに夜間であればこういうところに連絡していただきたいとか、そういうことがPTAとか、そしてもしくは子ども達にですね、どういうふうな連絡をなさいてというのが学校の教育の中で実際伝えられているのかどうか、その点をお尋ねしたい。

議 **長** 教育長。

教 育 **長** 学校としましては各担任の電話番号、そして学校だよりにおいて校長、教頭の電話番号をお知らせしております。何かあったときにはすぐ各校長、担任、教頭辺りに連絡するようには、保護者の方にはお願いしているところです。連絡網としてはですね、今、個人情報の取り扱いが非常に厳しいものがあって、各学級での連絡網もできていないのが現状だと考えております。学校としましてはメール配信サービスがありますので、メール配信サービスの登録をお願いし、学校から何かありましたら各家庭のスマホ、携帯電話へのメール配信をするように、学校としては取り組んでいるところです。

議 **長** 山口議員。

1 番 山 口 もう今回の事案をいろいろほじくり返そうとは思いませんけれども、今後の対応についてですね、危機管理マニュアルについては文科省の最新版をもとに再度作成をしたいということなんです、このマニュアルというのはですね、作ってしまえばそれで終わりということになるわけですけども、作ったあとですね、どういうふうな形で実際にそれが役立つかどうかというのは、点検するというのはどう行うのか。作ってしまえば次の指示があるまで一般的にこう、もう作ったよとそれで終わる可能性が高いわけですね。そういう点はどういうふうにご考えておられるのか。

議 **長** 教育長。

教 育 **長** はい、お答えいたします。私も川棚小学校在籍中に危機管理マニュアルを作った、生活指導主任と一緒に共に作った経験があります。確かに議員がおっしゃるとおり、作ってしまったときにほっとしてしまうということがありましたけど、そのときは危機管理マニュアルを作ったことについて職員に周知し、そして一つひとつの事項についてですね、確認

をいたしました。こういった場合にはこうすると。ただし、一つひとつのマニュアルについて職員も覚えておりませんので、最低限何か起こったときには事実確認をしてすぐ校長に伝える、そして人命尊重を最優先にするということだけは押さえておりました。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 3点目でございますが、朝の通学時間というのはどこの学校も現在通学ボランティア等が手伝いされて、集団登校をなされているんですが、放課後とか下校時になればですね、教育長の答弁でございましたように時間もまちまちであると、そして方向もまちまちであるといったところから放課後については十分なですね、見守り体制ができていないんじゃないかと。これはもうやむを得ないところもあろうかと思いますが、できればですね、改めてですね、例えばこども110番の家に今回お願いされたのかどうか、これはあちこちにあるわけですね。放課後その他問題があったときには、そういうふうな110番の家とかそういったところに駆け込みなさいと、そういうふうな形の前提だろうと思っております。それから地域の方々、特にですね、保護者の方っていうのは子どもの下校時間帯っていうのはほとんど仕事でございまして。大変、こういうことを言えば失礼になるかと思うんですけども、老人クラブの方っていうのは比較的仕事をリタイアされて、比較的時間にゆとりがあるのかなど。そういうふうなことを考えればですね、各種団体で、例えば老人クラブ連合会の方にですね、ちょっとお願いしてみるとか、そういう手もあると思うんですね。だからそういった部分でのお願いは、今回の事案が起こったあとされたのかどうかですね。その点をお尋ねしたい。

議 長 教育長。

教 育 長 お答えします。川棚小学校、当事者ですけど、においては学校支援会議をすぐ開催して、学校支援会議を通して再度の見守り体制をですね、お願いしたということです。各学校においては校長に質問しましたけど、こども110当番の家自体には連絡はしていない模様です。あと、放課後の見守り体制ですけど、各学校において社会体育までの時間がある子ども達とか、お兄ちゃんお姉ちゃんを待つっていう低学年の子ども達がいまですけど、その子達は放課後子ども教室っていう形で図書室をですね、

補助員を1人図書室に人を各学校確保しておりますので、そこで自習して安全に待つようにという指導を行っているところです。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 ちょっとですね、ただいま教育長の答弁を聞きましたらですね、川棚小学校では支援会議を開きましたよと。他の学校ではどうだったか。なんか今回の事案がですね、結果的に川棚小学校の児童が声をかけられている。そうしたらあたかもですね、川棚小学校の児童がこの事案のいわゆる対象者であって、ほかの学校は関係ないんですよという感じにも聞こえる気がするわけです。本来は、たまたま新町公園におった子どもが、児童がですね、川棚小学校の児童であって、そこに仮に石木小学校とか小串小学校の生徒があればですね、いれば、その児童の可能性もあったわけですよ。ということになればですね、これをたまたま声をかけられた児童の学校だけでなくですね、川棚町全体としてね、捉えていく必要があるのではないかと。そういうことを考えれば、川棚小学校だけが学校支援会議を開いて、じゃあほかの学校はどうしたのかと。やっぱりそれもね、同レベルでやっていかないと、同じ例が起こったときにまた取り返しが見つからないことになる。だからその点はどのように考えているのか。

議 長 教育長。

教 育 長 確かに山口議員の言われるとおりと、私自身も思います。ただ、今回の事件だけに限らず、日本全国各地で事件、事故が起こっております。新潟の事件が起こった際にも議員がおっしゃるようなことを言うと、こっちも当事者意識を持って対応しなくてはいけないという形になると思うんですけど、やっぱり現に起きた学校と、そこは私達が指導しなくてはいけない立場ではありますけど、やっぱりちょっと隣の学校で起こったこと、やっぱり温度差があるのは確かだと思います。そういったことがないように、今後は私達も各校長辺りと連絡を密に取っていきたいと考えております。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 確かにですね、当該学校とそれ以外の学校で温度差があるかもしれない。実際現実にはですね、たまたまおった生徒がその児童だったと捉え方をしてですね、川棚のやっぱり全児童が対象だった、それぐら

いの危機管理意識を持たないとですね、こういった事案には対処はできて
いけないと思うんですよ。今後はぜひそういう方向で検討していただき
たいと。

次にですね、通学路の点検なんですけど、これは2年に1回実施している
ということですが、まずこの通学路の点検についてですね、川棚
町通学路交通安全プログラムというのがございますよね。平成27年にで
きているようございます。そしてその中で川棚町通学路安全推進会議
というのが設置されておりますが、これは国交省の九州整備局、長崎県河
川国道事務所、佐世保国道維持出張所、県北振興局、建設課、教育委員
会、それから各小中学校PTAと、これが入った中で設置されているよう
でございますが、この会議が今まで何回ぐらい開催されて、その中でど
ういう、その通学路の点検の結果ですね、どういうふうな会議の中身があ
ったのか。もしよければお答えいただきたい。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 今年度はまだ実際会議等行っておりませんが、昨年度は実
際に現場を見て回って、そのあとに意見交換を1回している状況です。以
上です。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 これの要綱を見ましたらですね、ホームページで公表すると
なっているんですが、実際ホームページで公表されているのでしょうか。
ちょっとこれもお尋ねしたい。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 今、確認はできていないと思いますけど、おそらく実態につ
いては公表していないんじゃないかなと思いますけど。教育委員会で確認
しておりませんでした。すみません。

議 _____ **長** はい、山口議員。

1 番 山 口 教育委員会では確認してなかったと言われるわけですが
も、公表してあるのかどうかですね。そして本来であれば、通学路であ
れば一番先頭にあるのが教育委員会だと、そう考えれば、教育委員会で公
表してあるかどうか確認していないっていうのはね、これはやっぱこの部
分に関して教育委員会はそれだけ真剣な気持ちで取り組んでいないんじや
な

いかと。そのように判断しても仕方がないと思うんですけども、どうなんですかね。

議 長 教育長。

教 育 長 ご指摘のとおり、確認できていなかったことは、教育委員会としてのまずいところかなと思っております。町のホームページまで細かく今後目を通していきたいと考えております。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 通学路の点検はですね、先ほど教育長の答弁では2年に1回実施しているということなんですけれども、通学路の点検というのはですね、実際に歩いてみて点検されているのか。それとも車で通り過ぎて点検されているのか。これは実際歩いてみないとですね、大人の目線と子どもの目線というのは違うわけですね。そうしたら我々の歩いた形でいけば、何でもないところが子どもの目線で見た場合に非常に危険であるとか、そういうこともあると。だからそういう意味でどういうふうな点検方法をやっているのかというのが1つと。

それから、当然通学路についてはですね、例えば今の時期と梅雨の時期でまた違うわけですね。雨が降った状態。そういうふうな季節によっての違いがわかるような点検を行っているのかどうか。その2点をお尋ねしたいと。

議 長 教育長。

教 育 長 2年に1回の点検につきましては、車での移動でやっております。各学校において、歩いての点検については行政としては行っておりませんが、各学校においては4月当初、集団登下校の指導の折に、地区担当者がいますので、地区担当者と下校を一緒にして、通学路の点検をやっていると思っております。

状況の違いについての点検については十分行っておりません。今後そういった季節によっての通学路についても、検討していかなければいけないと考えております。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 通学路の点検についてはですね、子どもの目線から見たですね、点検をぜひやっていただきたいと。これは強く要請をしておきたいと

思います。それから、子どもにとっての危険箇所というのは、この前の新町公園なんてたくさんの方が出入りされる場所です。そういう場所でもこういうふうな事案が発生するということを考えればですね、もう1回いろんな形で地域の方の協力を得ながらでもいいですから、危険箇所の点検を行っていただきたいと。同時にですね、できればですね、重要な所の、確かに予算の問題が絡んできますけども、防犯カメラ等の設置等も考えられないか、その点はどうでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい、お答えします。現在危険箇所の点検につきましては通学路を含めてですね、もう一度再点検、各学校とどうしていくか、また、警察、その他の関係団体等含めて協議をしていきたいと思っておりますけど、まずは通学路、危険な場所、樹木の伐採辺りですね、公園につきましても、そういった死角を作らないような取り組みをまずはやっていきたいと思っております。

それから防犯カメラにつきましては、前の議会の答弁でもありましたけど、最終的には下校も子ども1人になってしまっていて、主要なとこしか防犯カメラは設置できないと思っておりますけど、子ども達には下校時刻とか帰宅時刻ですね、違いますので、各地区の公民館、各総代さん辺りに要望しまして、まずは子ども達、帰宅時刻は把握しておりますので、時計を目につくところに設置して、子ども達自身まず自己管理ですね、を危機回避能力を身に付けさせて、そしてまず関係団体との協議を今後深めていかななくてはいけないかなと思っております。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 先ほど教育長の方でも、新潟での痛ましい事件の例もございしますが、この新潟ではほんのちょっとした死角の中で起こっているわけですね。ほんの100mか200mぐらいの、本当にそういう場所でございます。こういった死角というのは我々が感じる以外に起こってみて初めて気づくことなんですけど、これについては地域の協力が特に必要だろうと思っております。特にこういうふうな事案が起きたときにはですね、なんとかしないといけないという形で取り組むんですが、こういった子ども達の見守り体制を構築していくときに一番大事なことはですね、事案発生後の一過性

でなくですね、これがですね継続的にしかも持続的に続くようないわゆる体制を作っていく必要があると思われませんが、こういう点についてはどうお考えでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい、お答えします。警察関係者との会議につきましては、学校と警察との連絡協議会っていうのを毎年2回ずつ開催しておりますので、そういった会の中で警察との協議はできると考えております。町においてはですね、青少年育成町民会議っていう会議がありまして、その会議に各関係団体、多数、主だった関係者が寄って協議する機会がありますので、そういった会議をやってこういった防犯、今までこういった防犯については、町民会議については協議として、協議題としてあがっていなかったようですので、そういったことも含めて今後取り組んでいきたいと思っております。また、この事件を受けましてですね、必要とあれば新たに防犯に対する関係の協議会をお願いして、設置していかなくてはいけないと考えております。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 今回の不審者の情報についての、5月16日翌日はですね、たまたま私達は議会報告会で中組の公民館でございました。そのために川棚小学校の周辺の放課後の騒々しさっていうんですか、これは気づいて何事かと思いました。その時点では何となくこういう事案が発生したらしいということで、そういう情報しか入らなかったんですね。

そしてその翌日だったと思いますが、川棚小学校の山口校長先生の方からですね我々の、議員さんのメールボックスの中にこういうふうな1枚の、不審者情報についてという1枚の紙だけいただいた。ただそれだけなんです。ということはいかにですね、情報の共有が不足していたかというのが今回の事案だろうと思っています。ただ、こういった事案を受けてですね、今こういったチラシというのも大事なんですね。手段で。そして学校からの保護者へのそういったお知らせその他は大変重要だろうと思いますが、それと同時にですね、やはり今回の事案を考えた場合にですね、いろんな連絡その他が密になればと思いつつもですね、やはり学校と地域、保護者ですね、そういった方との信頼関係が、信頼関係の構築ってい

うのが一番必要だろうと思うんですよね。そのときに単なる文書1枚ではなくて、学校が自らですね地域に出かけてですね、地域と学校との信頼関係、これを構築するというのには一番重要なことではないかと。そういったことを考えればですね、確かに家庭訪問等行われておりますが、それ以上に地域の方々にですね、学校の方から自ら出向いて地域との信頼関係を構築していく。そういったことについて重要と思いますが、教育長はどう考えられますか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。議員のおっしゃるとおりだと思います。今後、学校支援会議で来ていただいております、民生委員さん等も来ていただいておりますけど、学校自ら地域に出向いて信頼関係を構築していくことはとても重要だと考えます。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 見守り体制なんですけど、現在ですね、川棚町では住民福祉課を中心にして、地域見守りネットワークの構築が進められております。この地域見守りネットワークというのはですね、これは高齢の老人者の方が対象なんですよね。できればですね、今回の事案に関連してですね、子どもに対するですね、いわゆる地域見守りネットワークっていうですか、これは仮の名前ですのでどういうふうな名称にされるかどうか別個にしてですね、子どもに対する地域見守りネットワーク、こういったものを立ち上げる考えはないか、この点をお尋ねしたいと。

議 長 教育長。

教 育 長 今、山口議員から提案を受けましたので、とてもいいことだと考えております。今後関係機関、部署とも協議していきたいと思えます。以上です。

1 番 山 口 終わります。

(1 4 : 1 0)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 4 : 1 0)

(…休 憩…)

(1 4 : 2 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

2 番 田 口 議席番号2番、田口一信です。本日は2項目について質問をいたします。

まず第1項目目は新庁舎建設についてでございます。

新庁舎の建設につきましては、先般基本計画が決定されたところでございます。その基本計画の考え方についてポイントを申し上げますと、まず1点目はこの別館ですが、この議会のあるこの別館については議会と水道課をそのまま残して長寿命化を図るということです。それから2点目は、現在本館と第2別館にある各課が入る新庁舎、これは3階建てぐらいですが、を現在本館のある場所に建設をするということです。それから、3点目ですけども、建設にあたっては仮庁舎は造らないと。こういうふうなことで進めるということになっております。

私はこの案を基本にしつつ考えていったらいいのではないかと考えておりますが、議会についてですが、やはり1フロア新庁舎に、1フロア増やして新庁舎に入れる方が利便性がよいと思います。もちろん議会についてもあまり華美にならないような構造にしながら、1フロア増やすということではできないのではないか。しかも、あまり大きな費用増加にならずにできると思うのですが、その方が利便性がよいと思うのでそう思うんですが、どのように考えますかということでございます。

なお、もし新庁舎の方に議場を入れるとすれば、現在のこの議場が空くわけですけども、ここについてもあまり大きな手を加えずに、災害時に避難場所などに使えるような講堂のようなスペースにして、いろんな活用をしたらどうかというふうなことを考えておりますので、そういった点についての考えをお聞きしたいと思います。

第2項目目ですけども、防災無線についてであります。

現在、防災無線は屋内にいると非常に聞こえづらい、若い人でも聞こえづらいような状況でございます。これはやはり1つには、家屋の構造が昔よりも非常に密閉性が高くなっているということで、非常に屋内にいると聞こえにくくなっていると思います。これに対処するために戸別受信機の貸出しというのもされておるわけですけども、やはり特に高齢者にはですね、戸別受

信機を増やすというふうなことが必要なのではないか。そしてまた、若い人達は携帯電話をほとんどの人が持っておられるでしょうから、役場からのメール配信、すなわち防災無線が放送されるとすぐに同じ内容でメールが配信されておりますので、若い人達にはメールの受信を推奨するというようなことにしたらどうかと思っております。以上、この2点についてお聞きいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 田口議員のご質問にお答えいたします。ただいま2つの事項についてのご質問をいただきましたので、まず新庁舎建設についてのご質問にお答えします。

川棚町は平成29年度より新庁舎建設のための準備を行い、今年度は新たに新庁舎建設室を設置をいたしまして、国が定めた交付税措置の対象期間であります平成32年度までに新庁舎の完成を目指し、事業を推進しているところであります。その事業内容は田口議員からのご質問の内容にありますように、議会がありますここ別館棟はそのまま残し、現本館棟の位置に新庁舎を建設して、本館と第2別館棟の各課が入る3階建て程度の新庁舎とし、仮庁舎は造らないこととしており、この度このような内容を含めて川棚町新庁舎建設基本計画を策定したところであります。

新庁舎の建設につきましては、岡村元町長時代からの案件であり、平成5年度から積立て、基金積立が開始されておりましたが、平成14年度に合併協議会が設置をされまして、その協議の流れの中でこの基金が廃止をされたところあります。そして改めて平成23年度から基金条例を制定し、積立てを開始してきたところあります。

また、職員及び町民の代表の組織からなる各委員会により、新庁舎建設に伴う検討がなされてきましたが、今回、新庁舎建設の着手に踏み切った要因といたしましては、平成28年4月に発生した熊本地震を経験し、町民の生命、財産を守り、安全安心の確保を図るためには、災害発生時においても行政の中核拠点となる庁舎が必要であると、このように感じたからであります。そして、熊本地震の被害状況を踏まえ、役場機能の確保のため、国において市町村役場機能緊急保全事業が創設をされたところあります。本来、庁舎の建替事業、建設事業は、それぞれの市町村の判断で決

定されるものでありますので、自己財源や一般単独事業債が活用されてきましたが、この市町村役場機能緊急保全事業を活用することで、起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した地方債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入されることとなっており、新庁舎建設に伴う財政負担の軽減が図られることとなっております。

しかし、この事業の適用期間は平成32年度までとなっており、この限りある中で庁舎建設において、財政負担をいかに少なくして進めるべきか考えた場合、この事業を活用することが最良であると、このように判断をいたしております。その中で田口議員からの質問にあります1フロア増やして議会を新庁舎に入れたとき、新庁舎の建設、新庁舎の計画している床面積は、現在の議会と同規模の約650㎡が増加となることから、かかる事業費を試算したところ、約2億5,000万円から3億円の増額になるのではないかと、このように考えております。そのような中、先ほど述べましたように、財源負担を軽減するために活用を行うこととしている市町村役場機能緊急保全事業の活用について、その制度内容を県に協議をしたところ、議会がある別館棟は建設年が昭和59年となっており、昭和56年の新耐震基準導入以降に建築された建物であることから、新耐震基準で造られているということとなり、議会を新庁舎に入れることとなると、市町村役場機能緊急保全事業の対象にはならないと、このようなことでありました。

また、1フロア増やすこととなった場合、新庁舎が3階建て程度として計画を考えておりますことから、それが4階建てとなりますと、新庁舎の建物が高くなることで、隣接する民家への日照の影響が出てくる恐れもあります。このことは今年度策定しております新庁舎建設基本計画の中で、隣接する民家に対して日照の配慮を行うこととする条件も付けておりますので、新庁舎の階数を3階建て程度とし、できるだけ低くして計画することが、今後の新庁舎建設を進めるにあたって周辺住民の方から理解を得るために必要ではないかと、このように考えます。

また、議場のあとも大きな手を加えず、災害時の避難所等にも使えるような公会堂的スペースにしたらどうかのご提言もありますが、ご覧いただきますとわかりますように、議場の床はひな壇の形状になっており、

壁、天井とも議場に合わせた特殊な内装で造られているため、当然そのままでは災害避難所または講堂としての利用ができないことから、その改修には多額の費用を要するものと考えております。この災害時の避難所については現段階では具体的な内容は検討はできておりませんが、新庁舎内にそのような機能を持つ部屋を設置できるように、設計段階で検討を行うこととしているところであります。

なお、議会のある別館棟と新庁舎は階段のない渡り廊下で接続する計画を行い、新庁舎と別館棟がスムーズに移動が可能となるような利便性の、利便性が高くなるような設計にしたいと、このように考えていることを申し上げたいと思います。以上のことから、ご質問にありました議会の議場などを新庁舎棟に入れることは考えておりませんのでご理解を賜りたいと存じます。

次に2番目のご質問にお答えいたします。防災無線についてのご質問であります。現在の本町の防災行政無線は、平成24年度から25年度にかけて整備を行い、平成26年度から稼働しており、以前の防災行政無線に比べて難聴地域の解消には一定の改善が図られたものと、このように認識をいたしております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在の家屋は以前の家屋に比べて密閉性が高くなっており、壁や窓の防音効果も格段に進化していることから、屋内にいる場合には放送が聞こえにくいというご指摘もございます。難聴地域においては整備事業を進める際に調査を行ったうえで、必要な世帯には戸別受信機を設置をしておりますが、これは家の窓を開けるなど、あるいは外に出るなどしてもなお聞こえにくいといった場合に対応するものであり、戸別受信機の設置は屋内にいても聞こえにくい場所を対象としているものではありませんので、まずこの点についてはご理解をいただきたいと思っております。

そこで、こういったことを補うために以前から本町では携帯電話、あるいはスマートフォンへのメール配信サービスを提供いたしております。これは本町からのメール配信に登録をしていただくと、町からお知らせ、災害防犯などの緊急情報、災害防災無線情報などを随時配信するものであり、そのほか気象庁の気象警戒情報、津波注意報、地震情報等も発表される度に自動的に配信をされます。議員のご質問にあった「メール配信を推

奨しては」とのご提言は、こうしたメール配信サービスの登録の意味であると思いますが、ご提言のとおり、防災行政無線を補完するものとしては、このメール配信サービスが最も効果的であると、このように考えております。したがって、この登録は若い人に限らず、携帯電話やスマートフォンを持つ多くの方にぜひ登録をしていただきたいと考えており、今年度も広報かわたな6月号において「災害に備えましょう」という特集の中で登録を呼びかけたところであり、登録についてのご案内はほぼ毎号余白の、QRコードを載せたうえで呼びかけをしているところであります。

また、もう1つの防災行政無線を補うものとしたしまして、NBCテレビデジタル放送のデータ放送を利用した自治体情報の放送サービスを行っております。これはテレビをNBC放送に合わせ、リモコンのdボタンを押し、データ放送画面を表示し、表示された画面メニューから自治体情報を選択して、防災情報、川棚町防災無線を選択していただくと、データ音声により、放送された過去3日分の防災無線放送の内容を見ることができるようでございます。今後、こうした情報配信等の方法をより一層広め、防災行政無線などの情報をより多くの方々に伝達できるように努めてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁といたします。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 はい。庁舎について、考え方をちょっと何点か質したいと思いますが、県との協議の中でそういった役場機能の保全事業の対象にならないと、議会はというようなことになったというふうな今の説明でしたが、結局それはこの別館は対象にはならないということでないかと思っておりますので、例えばですね、要するに議会はじゃなくて、この別館をじゃないか。すなわちこの議会を向こう側に移して他の部局をここに持ってくるのかという、場所的にはですよ、スペース的にそのようなことはできるのではないかと思うのですけども、だから議会は機能保全事業の対象にならないという説明がやや違うのではないかと思いますので、どうですか。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。ここの議会と別館棟については、以前から申し上げておりますように耐震機能が満たされておりますので、これ

は今回の国の制度に該当しないということは前も申し上げたとおりであります。ただ、今、壇上で答弁した中で、新しい庁舎に議会棟を入れた場合はどうなのかということについては、実際、そういった協議を検討してきておりますので、担当課長の方から答弁をさせます。

議 _____ **長** 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。質問にありましたこの別館棟の考え方なんです、確かにですね、こちらの方につきましては市町村役場機能緊急保全事業に該当するにあたりまして、県の方に確認をさせていただきました。確認にあたりましては、今のこの別館の入っている機能を含めて確認したところです。その機能というのはこの議場ですね。議場が新庁舎に入った場合どうなるのかということを確認した際に、それはやはり新耐震基準で造られた建物の中にある施設を新庁舎に入れることは、対象から外れるという回答をいただいているところです。以上、回答します。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 はい。特にですね、それで防災的なこと、先ほど答弁の中にもありました、避難所的なスペースを新庁舎の中に造りたいというような答弁がありました、結局このスペースを避難所スペースにしたいということであればですよ、仮にそう考えればですよ、議会をほかに移してもよいつていうことも考えられるのではないかと思うわけですよ。なので、そういうふうな考え方はできないのかと。すなわちここを避難スペースにしますと。で、議会は向こうの新しいところに入れますという、その新しいところでも何かの避難スペースを造ろうとされているのであれば変えても、スペースとしてはそれでもいいのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。この議論は何回もさせていただきましたが、要は今回の緊急保全事業については、耐震化されていない本庁舎の建て替えに国が助成をしましょうということで、そもそも耐震化が図られているこのような立派な議場をわざわざ廃止をして、そして起債対象とならない新庁舎に入れるということ自体、私としては厳しい財政状況の中で取り組もうとしている状況でありますので考えられません。そしてもう 1

つはですね、この議場を一般的な会議室、あるいは避難所にした場合に、先ほども壇上で言いましたようにこの床を見てください。この床はいわゆるスラブ、このような舟形に造られておりまして、これを平たんにするためには、相当の経費がかかるというふうに思っております。それはいくらかかるか試算しておりませんが、一般的に考えて大変な事業だと思います。したがって、わざわざこのような立派な議会議場があるのに、それを対象とならない計画に盛り込むということ自体、私としては推進できないということをご理解いただきたいと思います。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 そうしますとですね。だいたいわかりましたが、新庁舎に避難所的なスペースを造りたい、すなわちこのできている、今度できました基本計画の中に、防災拠点機能という言葉はあるんですが、それは災害対策本部などの場所だと思うんですけども、町民が避難するようなスペースっていうのがあまりはつきり見えないのですけども、先ほどの答弁で避難所的なスペースも造りたいっていうふうな考えが示されておりますけれども、どのくらいの規模でとか、どのくらいの広さで考えておられるのかっていうのはわかりますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。基本的には、いわゆる災害が発生した時点でも役場機能としていわゆる事業事務ができる、そういった庁舎を目指しております。したがって、当然災害時の避難場所等についても確保が必要だろうと思っております。しかし、いずれにいたしましてもこれは今からいわゆる設計業者に提案をしてもらって、その中で一番よかった提案を採用することにしております。それと、限られた予算、財源というのがありますので、その中でこれから総合的に判断をして、そして議員各位にも、議会にもいろいろご意見をいただいて今後進めていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 それで、議会との利便性の、主として私が新庁舎に入れたらって言っているのは、利便性ということから言っているんですけども、別館とのつなぎを、新庁舎はつなぎをスムーズにするという説明はあ

りましたので、そういう意味では利便性は変わらないのかもしれないなど
思ったりもしますが、どのような、もうちょっと詳しくどんなふうな
うか。要するに、同じ庁舎であるくらいな利便性があればそれでいい
わけですね。だから、どんなふうにつながるのかっていう、そこら辺は
どうなんでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** これも設計業者から提案をしてもらうことにしております
けれど、私の素人的な考えの中では、今この別館棟のいわゆる本館とつない
でいるところは階段状になっていまして、いわゆる枠が決められておりま
す。たぶんあれは幅1間ぐらいの広さではないかと思えますけれども、そ
ういったその今の枠の中でいわゆる通路を、行き来できる通路を造ると、
いわゆる平面的にですね、階段じゃなくして。それともう1つはそこの事
務局の前に約、これはどのくらいありますか。約このくらいですか。1
m程度ですか、の通路がありますので、これも2階と平面的につないだら
利便性が増すのではないかと、こう考えております。これも建築基準法で
実際にどうなるかわかりませんのでお約束はできませんが、そういったと
ころを構想しながら利便性の向上を図っていきたくてこう考えておりま
す。詳しくは、田口議員、詳しくは直接担当室長に聞いていただければ大
変ありがたいんですけど。以上でございます。

議 **長** 田口議員。

2 番 田 口 すみません、もう1点、この基本計画では2階、2階または
3階の建物としたいというような考えが示されております。説明でもそう
です。これも先ほど説明がありましたが、日照の影響があるので4階はし
たくないというふうなことでしたのですけれども、その点を確認をしたい
のですが、4階建てにすることというのは、法的にとか技術的にとかいう
ふうなことで無理があるということなんでしょうか。それとも近所への配
慮ということで4階建ては無理という判断なんでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、お答えします。まず、町民の皆さん方の利便性を考え
て、窓口は1階に集約したいというふうに考えております。したがって、
1階の床面積を確保して、さらに2階を造って、そしてそれに不足する分

を3階に設けようという考えです。したがって、今の職員数からしての床面積は限られておりますので、その職員に対してのいわゆる基準となる床面積は1階、2階、3階でクリアできるということでございます。したがって、4階建てになりますとまたそれだけの大きな財政負担となりますので、そういったことも考えて、もちろん日照権のこともありますが、そういった相対的に考えて3階程度が妥当な数字ではないかと、こう申し上げているところであります。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 この別館については長寿命化をするという考え方でありまして、けれども、その長寿命化に要する費用というものはどのような、どのくらいかかるのかとかいうことをお聞きしたいと思います。というのはですね、要するに先ほどから言っておりますように、ここにある部局を新庁舎に入れてしまう案と、それからここを長寿命化して使う案とですね、あるいはまるっきりここを建て替えてしまう案と、前から話が出ておりましたが、ここをまるっきり建て替えてしまうと数億円かかるというようなお話しでありましたけれども、そういったいろんな案の費用を比較検討して進めるべきだし、比較検討した結果、現在の基本計画になっているのかなと思いますので、そういった長寿命化にするにしてどういったような、どのくらいの費用がかかるのかというのをお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。この別館棟の長寿命化につきましては今後、この庁舎建設、新庁舎建設を進めるうえで必要不可欠なことでありますので、今、担当課長に、室長に指示をしているところであります。したがって、具体的にはまだどのくらいかかるかというの試算はしていないと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 議会の方にも庁舎建設の特別委員会がありますので、よく十分議会と意思疎通を図りながらですね、計画を煮詰めていっていただくようにしていただきたいと思いますが、その考えをお聞きします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、そういう考えであります。

議 長 はい、田口議員。

2 番 田 口 防災無線に関しての、携帯でのメール配信の件ですけれども、特に若い人達も、それから年寄りの私達も使っておりますので、かなり効果があるのではないかと思います。現在はそうやって役場からメール配信をしておられる対象者数っていうのはどのくらいになっておるのでしょうか。何人ぐらいとか。

議 長 町長。

町 長 はい。今日は担当の総務課長が腰痛で欠席をしておりますが、現在メール配信の登録をされているのが479件というふうに報告を受けております。以上でございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 本町の世帯数からすればまだまだかなり少ない数字ですし、人数からすればもっと少ないっていう感じに思われますので、せめて3,000とか4,000とかいうふうな数字であった方がよいのではないかと思いますのでですね、それはもっと積極的に広報して、その対象者を増やすっていうことが必要なんじゃないですか。対象者を増やしても費用はかからないのではないかと思いますので。どうですか、もっと増やすようなことを考えたらどうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。田口議員がおっしゃるとおりでありまして、もっと登録件数を増やすことは必要であると考えております。そこで先ほど壇上でも言いましたように、6月号においては「災害に備えましょう」というタイトルでそういった情報を掲載して、登録を促しております。そして意外と気づきにくいんですけど、毎月のいわゆる広報にですね、この一番上の欄外にこのように載せているんです。だから、そういったことで、これの登録件数が増えるようにそういった努力はしておりますのでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 戸別受信機についての考え方ですけれども、それは防災無線を整備したときにそういうことであつたらうと思われるんですが、戸別受信機を貸出すのは、家の外に出ても聞こえないところっていうような説明

でございましたけれども、もう少し基準を緩めてですね、年寄りはずぐには家から出るのも困難ですよ。私なんかはずぐ何か言いよるねって思ったらすぐ外に出ますけど。年寄りはずぐに外に出れないし、やはりもう少しこの基準を緩和をして、そしてお年寄りの、例えばお年寄りばかりのところとか、そういったようなところには戸別受信機を増やすようにしたらどうかと思うのですが。現在、最初整備のときには400台ぐらいだったと聞いておりますけれども、もっと増やしたら、その基準を緩くして増やしたらどうかと思いますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。戸別受信機につきましては先ほど言いましたように、難聴区域に限って設置をさせていただいております。今、議員からは高齢者が、特に耳の不自由な方あるいは足が不自由な方については防災行政無線の放送が始まっても聞き取りにくいということで、もう少し配布をすべきではないかというお話でございますが、川棚町では現在300台の戸別受信機を持っておりまして、そのうちの、400台です。おっしゃるとおり400台です。そのうちの210台を既にそういった難聴区域に貸出しております。そしてあと190台保管をしておりますので、それについてはそういった要望があれば、例えば高齢者につきましては民生委員さん等を通じて申込みいただければそれぞれ対応は可能かと、このように考えております。以上でございます。

2 番 田 口 以上で終わります。

(14 : 57)

議 _____ **長** 次に、小田成実議員。

1 1 番 小 田 議席番号11番、小田成実です。通告書に基づき質問をいたします。

介護予防推進支援事業の取り組みとして、地域住民が気軽に集まれる「住民主体の通いの場」を作り、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域づくりが始められていますが、その取り組みは各地区の総代や公民館長に委ねられているのが現状であります。

この事業は、介護予防推進支援事業として「住民主体の通いの場」を設け「いきいき百歳体操」を実施し、要介護者等を少なくする対策であると

思います。この「いきいき百歳体操」を実施し、要介護者等を少なくする対策であると思いますが、この「いきいき百歳体操」を実践している地域の実践データを見ると、介護状況の改善や高齢者の体力向上等が見られ、大変有意義なものと思えますので、本町でも積極的に取り組み、高齢者の健康維持や高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めることは、大変有意義なことだと思います。そこで、この事業の目標等を尋ねます。

①住民主体となっているがその指導と体制づくりはどうするのか。

②高齢者、要支援者、要介護者等の予防などの目標設定はあるのか。

③地区やグループでの指導者の育成等は考えているのか。以上、質問いたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 小田議員の介護予防推進支援事業「住民主体の介護予防の通いの場」の目標はという質問にお答えいたします。

はじめに、地域づくりによる介護予防推進支援事業についてですが、本事業は効果的、効率的な介護予防の取り組みを推進するために、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していくことを目的としておりまして、国が全国的に展開していこうという、積極的に推進をしているものであります。

本事業の基本的概念としては、市町村全域で高齢者が容易に通える範囲に通いの場を住民主体で展開すること。それから2番目が元気な方がより一層元気に、弱ってきて地域に通える場があり、支え合える地域を目指すこと。3番目として、住民自身の積極的な参加と運営による自立的な拡大を目指すこと。4番目が、住民自身が納得して行うためにも、介護予防として効果が実感できる取り組みを行うこと。5番目が、介護予防として効果をあげるのに必要な頻度として、体操などは週1回以上の実施を原則とすることとされておりまして。このようなコンセプトのもと、川棚町におきましては全国的に好事例が報告されている「いきいき百歳体操」を、地域づくりによる介護予防推進支援事業と位置付け、今年度からその取り組みを始めたところでありまして。

そこで①の指導と体制づくりについてであります。各地区への事業概要についての説明会を開催し、希望される実施地区やグループへの個別の

説明会を開催をいたしております。その結果、現在10団体から申し込みがっております。事業実施にあたってはスタッフ、職員派遣による技術支援、体力測定の実施などを計画をいたしております。コンセプトでも説明したとおり、あくまでも通いの場を住民主体で展開していくことといたしております。その理由としては、この取り組みを長続きさせるポイントは、住民からやってみたいを引き出し、住民が主体となって運営し、行政は黒子となり、必要なときに住民の主体性を阻害しない必要な支援を行うことが重要であると、このように考えているからであります。

②の目標設定につきましては、本事業の目的の1つであります介護予防に効果を発揮し、認定率、介護保険給付費の抑制につなげていきたいと考えております。今年3月に策定した第7期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画において重要施策として位置付け、本事業だけの効果設定ではございませんが、要支援者数、要介護認定率においても目標を設定しているところであります。

③の指導者の育成等についてであります。基本的にこの事業において指導者は必要ないと、このように考えております。体操のDVDを貸出しますので、そのDVDを見ながら体操を行うというもので、公民館等を開ける人、DVDを操作する人がいれば、この事業は成り立つものと考えておりますので、特に指導者の育成等は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。私もこの「いきいき百歳体操」の取り組みはですね、私の調べたデータから見ると大変効果が現れているようですので、川棚町としてもですね、ぜひとも全町に広げて高齢者が健康に、あるいは介護などに陥らなくなるように、あるいは今のものが軽減できるようにと思ってですね、全町に広がればいいなと思ってですね、このテーマを取り上げさせていただきました。

それで1つがですね、まず①になって、住民主体となっている活動でございませぬけども、やはりこれにはですね、取りかかりをするにもですね、どうしても最初の指導というのが必要になってくると思いますが、今、10地区ほどが要望されて指導が始められているというふうなことですけど

も、その指導内容というのをですね、どのようなことをされているのか。川棚町内ではですね、社会福祉協議会関係で各地区でいきいきサロン、24地区が今、実施されていると思いますけども、そのいきいきサロンの中で指導というふうなことで10地区が手を挙げておられるのか、その点お尋ねいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。既にこの事業に取り組んでおりますので、担当課の方から、担当課長から答弁をさせます。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 小田議員のご質問にお答えします。まずはこの「いきいき百歳体操」なんですけれども、町長が答弁しましたとおり、現在10地区でこの説明会の要望が上がっておりまして、実際立ち上がった部分が7地区ございます。この指導、すみません、この技術支援ですけれども、この要望が、開始をされるときに当初の4回、スタッフが、職員スタッフがその地区なり、始められる団体なりのところに訪問をして指導をしております。

この指導の内容につきましては、私ちょっと、今始まったばかりでですね、直接その会場に足を運んだことはございませんので内容等については知りませんが、まずこの体操につきましてはDVDを見ながら、体力のある方は立ったままでとか、すみません、体力のある方は重りをつけてとかですね、体力のない方は重りもつけないで、屈伸であるとか手足の運動をしていくというところがございますので、そう難しい体操ではないと理解をしております。

それから、いきいきサロンの24地区と、それが重複しているのかという質問だったと思うんですけれども、この「いきいき百歳体操」につきましては5人以上のグループ、それから地区、そういった方々に住民主体としてやりたいというところ、やってみたいと思われるところに推進をしているわけでありまして、このいきいきサロンのですね、その活動を行いたいということであればそれもまた、行きたいということであればそれも可能ではないかと考えております。以上です。

議 _____ **長** はい、小田議員。

1 1 番 小 田 はい。これは大変いい取り組みですのでですね。町長、この「いきいき百歳体操」というのはしたことがありますか。ご参考までに。

議 長 町長。

町 長 DVDを見たこともありませんが、カタログ等でだいたいどういったものかは理解をいたしております。過去には、若い頃は自分の足に重りをつけて上げるとか、そういったことはしてきておりましたが、そういったことを高齢の方達がますます元気で過ごすために、身近な周りにいる人達が集まって楽しく運動していこうという、そういった趣旨の体操ではないかこのように理解をいたしております。

議 長 はい、小田議員。

1 1 番 小 田 はい。今、町長に失礼な質問をいたしましたけども、実は私もですね、この「いきいき百歳体操」というのがどういうものかということで、私も波佐見で1回講習会があったんですね。そのときはたぶん私は行ききれなくて、参加した方に話を聞くと、なかなかあれはよかごとあるよと。私も実際インターネットで見まして、実際してみました。確かに高齢者にはですね、いいような感じですよ。簡単にできるし、そうきつい運動でもないですしね。それで町としてもですね、このようなことで高齢者の健康維持などを目標にしてされるのであればですね、まずは町の職員方も率先して1回は経験をしてもらってですね、これならよかばいということを実感をしてもらって、窓口結構町民の方も来られますので、用事が終わられた時点でですね、「実はね、こういうふうだね、高齢者にとってよか体操のあるとばってんが、してみんね」とかっていうふうですね、そういうふうにして窓口でもPRなどをしてもらえばですね、ますますこれが広がっていくんじゃないかなと思います。

それとあと1つ、私が調べた資料もたぶん課長と同じ資料を見ているかと思いますが、これにもですね、両面のからの後押しがありますので、川棚町でいいますと健康推進課と住民福祉課との連携協力というのがですね、大変必要かと思っています。そこでですね、合わせていきいきサロンまでいいますと、社協との横の連携っていうのは大変重要になってきて、今後の推進の原動力になるかと思っていますけども、その横の連携というのは取

れているのでしょうか。お願いいたします。

議 長 町長。

町 長 2つの質問がありましたので、お答えをさせていただきます。まず、窓口での対応についてでありますけれども、これについては実際窓口でそういう対応ができるかどうか、担当課長に答弁をさせます。

それから住民福祉課、健康推進課との連携については、当然これはこういった事業を進める上においては、健康推進課と住民福祉課、常に連携を取ってやっておりますので、必要があればそれはすることになろうかと思えます。

それからいきいきサロンにつきましては、現在24地区が実施をしております、これは川棚町住民福祉推進協議会が、いわゆる各地区の総代さんが主体となって実施をされております。今、議題となって討論をさせていただいておりますのは、もっと身近で、5、6人の仲間で楽しくやっというということで全体に広げていこうという国のそういった方針もありますので、あまりそういった形態にこだわるべきではないんじゃないかというふうに思っております。

しかし、いずれにしても非常にいい体操ということを知っておりますので、今も聞きましたし、これについては推進できるように担当課の方でも努力するように指示をしたいと思えます。窓口の対応ができるか、担当課長に答弁をさせます。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 小田議員の質問にお答えいたします。まず、職員に体験させてみて、それを窓口で推進してはどうかというところなんですけれども、職員全体で一緒になってやっというところ、今のところ計画はございませんけれども、この百歳体操の内容につきましてはジョブコミという、町職員全部つながった通信ツールがありますので、そういった中でその内容とか、DVDの内容とかですね、そういったものを職員に対して周知はできるのではないかと考えております。

それから、あと窓口で広げるところにつきましては、やはりこの百歳体操に限らずですね、高齢者の方が地域で通える場を作っていくというのはやはり必要だと考えておりますので、そういった中で住民のやりたい

ていうのを引き出すというのが重要だと考えておりますので、窓口においてもですね、こういったツールがありますよというところの案内はしていきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** はい、小田議員。

1 1 番 小 田 はい。いいことですので、住民がやりたいというふうに思えるようにですね、町の職員さん方もですね、率先して広めていただければ、川棚町がますます元気になっていくんじゃないかなと思って、こういうふうな質問をさせていただいております。

あとですね、それからあと、介護予防等の目標の設定はというふうなことで、抑制などのためにですね、要支援、要介護のそれを削減というか減らすために目標設定を行っているというふうな答弁でしたけども、具体的にどの程度を目標設定されているのかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。担当課長に答弁させます。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。小田議員の質問にお答えいたします。この数値につきましてはこの事業、「いきいき百歳体操」の住民主体の通いの場の創設、これだけの効果ではございませんけれども、今年3月に策定いたしました第7期川棚町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画において数値目標を設定しております。要介護認定率につきましては29年度の実績が17.6%であります。それを32年度を目標として17.5%と設定しております。それから要支援認定者数につきましては、29年度を741人、32年度を767人ということで目標の設定をしております。以上です。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。そうしたら次にですね、③についての、このですね、5人以上のグループでするにしてもですね、やはり地区やグループでの指導者というのは必要かなと思っております。私がちょっと調べてみましたところですね、この先進地ではですね、サポーターの育成教室というふうなことをしてですね、要するにボランティアを集めてサポーターの育成というふうなことの目的でですね、教室を開かれております。その中でもですね、高齢者が安心して行けるようにと、注意点とか何とかやり方とかを

ですねするような教室を、育成教室を設けられているところもあるんですけども、川棚町としてですね、そのような地域でのサポーター、要するに指導をする方、お世話をしてくださる方をですね、育成をする考えはないのかお尋ねいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。先ほど申しあげましたように、この事業については指導者は必要ないというふうに担当の方では考えておりますので、現時点では指導者となり得るサポーターの育成教室を開催するということについては考えておりません。以上です。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。そうしたらしたいというふうなところがですね、手を挙げられたら、技術支援等に当初4回足を運んで指導をして、そのあとは住民の皆さん方でやってくださいというふうなことだろうと思いますけども、やはりですね、その中でですね、お世話係というふうな人がいないとうまくいかないと私は思うんですよ。例えば運動をしていく中でですね、例えば軽い体操ではありますけども、事故とか怪我、あるいは途中での体調不良とかっていうのもですね、出てこないとは限りませんので、そこら辺を考えるとですね、サポーター役、お世話係、というのをですね、せめて民生委員さんなどにはですね、講習会などを開いてですね、こういうふうなことが起こった場合には注意をしてくださいとか、こういうふうなことが起こりやすいですよというふうなことをですね、やっぱり注意を促すような教室といいますか、そういった指導は徹底をすべきではないだろうかと思っておりますけども、その考えはどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。これまで国のこの事業に対する指針等を見ながら答弁をしているわけでありまして、基本的には住民主体で取り組んでいくということが原則であります。しかし、取り組みを進める中でそういった新たな問題が生じてくれば、またそれはそのときの判断をしなければいけないというふうに思います。そういった中で、今、先ほどから話があっているようなことについては、担当課としても十分配慮して事業に取り組むこととなるのではないかと、このように思います。以上でございます。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。おっしゃられることはよくわかります。でも実際、例えば地区とかですね、住民が5、6人以上集まってすると、通いの場というふうなこと、しかも週1回で、1回以上で継続的に3ヶ月を続けることが有意義であるというふうなデータも出ておりますので、そうするためにはですね、やっぱり指導者というか、リーダー的存在、お世話係というのは私は必要だと思います。それを育成しないとですね、何かどこかで事故とかですね、そういったものが出てくる恐れがあるのではないかなと考えますので、今後の課題としていただければと思います。

それともう1つですね、社協がしております社協の住民福祉推進協議会が行っておりますいきいきサロンですけども、社協は町の外郭団体であるというふうなことですけども、せっかくですね24の地区でいきいきサロンというのをされております。このされておられるのがですね、月1回ペースだと思いますので、そこにですね、このいきいきサロンでは主に今スクエアステップなどを取り入れてからですね、介護予防とかにならないように体力向上とかを進められている地区もありますけども、このいきいきサロンを実施されている地区にですね、働きかけをして、そのいきいきサロンをもうちょっと増やしていただいでですね、なんですか、この「いきいき百歳体操」を取り入れて地区で回数を増やしていただくというふうな、社協への相談といえますか、そういったのはできないのかお尋ねします。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えいたします。いきいきサロンについての通告はあっておりませんので、答えなくてもいいんじゃないかと思いますが、せっかくの機会でございますので答弁をさせていただきます。

小田議員のおっしゃることは理解をいたしております。いきいきサロンにつきましてはあくまでも、川棚町住民福祉推進協議会の主催でやっていただいております。これは総代会のメンバーでありますので、総代会の役員さん辺りとそういったことについては今後、意見交換をさせていただきたいと思います。以上でございます。

議 長 小田議員。

1 1 番小田 はい。いきいきサロンのことに関しましてはですね、地区のことであって、別の外郭団体がしていることであつたのですね、私もだ
いぶ考えましたけども、せっかく社協のこのいきいきサロンもですね、地
域住民の福祉向上を目標としてやっているし、この今の町が取り組もうと
しております「いきいき百歳体操」もですね、大きな目的は同じだとい
うふうにして考えたものですから質問をいたしました。このですね「いき
いき百歳体操」が町内に広がってですね、町の高齢者の健康増進につな
がればというふうに熱望いたしまして、私の質問を終わります

(1 5 : 2 9)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 5 : 2 9)

(…休 憩…)

(1 5 : 4 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、高以良壽人議員。

1 0 番高以良 議席番号 1 0 番、高以良です。次の 2 問について質問いた
します。

まず 1 問目の、本町農業の目指す方向はということで質問します。

本町の農家は一部には大規模専業農家として農業を営んでおられる農家も
ありますが、兼業農家が大部分を占め、耕地面積についても 1 h a 未満の
小規模零細農家が約 8 割を占めています。また、農業従事者の高齢化や後
継者不足などを背景に農家戸数は年々減少してきており、それに伴って耕
作放棄による農地の荒廃化が進んでいます。このままで何の対策も講じな
ければ、農地の荒廃は今後一段と進んでいくのではないかと私は心配をし
ています。

本町では今年度川棚町農業振興地域整備計画の見直しを行う予定であると
聞いていますが、この農業振興地域整備計画はおおむね 1 0 年後を見据え
て市町村が知事と協議して定めるもので、農業振興に関する基本的な方向
を示すことになるものと思っています。そこで本町の農業を今後どのよう
な方向に誘導し、振興していこうと考えているのか、次の 4 点について尋
ねます。

1 点目、平成 27 年に行われた農林業センサスの結果によると、本町の販売農家数は平成 12 年には 345 戸であったものが、平成 27 年には 220 戸、また、経営耕地面積は平成 12 年には 334 ha であったものが、平成 27 年には 253 ha となっており、15 年間で販売農家数は 36% 減、経営耕地面積は 24% 減となっています。この実態についてどのように考えておられるかお尋ねします。

2 点目、町全体の販売農家数や経営耕地面積について、今後の目標としてはどの程度を考えているのか尋ねます。

3 点目、本町の農家の営農類型については、現在は、水稻を中心に、果樹、肉用牛、施設園芸を組み合わせた複合経営が主であります。今後の方向としてはどのような営農類型を進めていこうと考えているのか尋ねます。

4 点目、中山間地域や農地が点在している地域では、狭小で不整形な圃場が多いため作業効率が悪く、大型機械での農作業が困難で、農地の流動化も進みにくいという問題があります。また、専業農家や認定農業者等への農地の利用集積を進めるにしても限度があることから、対策を講じなければ今後 10 年も経過する頃には農業従事者の高齢化や後継者不足と相俟って、耕作放棄地がさらに増え、荒廃化が進む恐れがあると思っています。このような状況の中で、今後の新たな耕作放棄地の発生をできるだけ抑制し、農地を保全・確保していくためには、新規作物の導入も含め、何らかの対策が必要であると思いますが、どのように考えているか尋ねます。

次に 2 問目、集団樹園地内の公衆用道路の取り扱いについてということで質問します。

町内には、昭和 30 年代後半から 40 年代初頭にかけて、第一次農業構造改善事業により基盤整備がなされた集団樹園地がありますが、この事業により整備された道路の中には、公衆用道路として利用されているものの、名義は個人名義のままとなっているところがあります。個人名義のままでは所有者の死亡などによって、それまでの経過を知っている人がいなくなるなどにより、将来問題が発生する恐れがあります。そこでこの集団樹園地内の公衆用道路について、所有者からの寄付をお願いする等の方法により、名義を川棚町に変更する考えはないか尋ねます。以上、質問しま

す。

議 長 ここで時間延長をいたします。

(1 5 : 4 6)

議 長 町長。

町 長 高以良議員の質問にお答えいたします。ただいま2つの項目について質問をいただきましたが、まず、「本町農業の目指す方向は」との質問についてお答えをいたします。

この質問の中では4つの質問をいただいておりますが、まず①の「平成27年度農林業センサスの販売農家数、経営耕地面積が平成12年の数値と比べて減となっているが、その実態についてどう考えているか」との質問であります。基本的にはやはり憂慮すべき数値だと思っておりますが、これは全国的な傾向でもありまして、しかも農業分野だけには限っていないようであります。農業に限っては、原因として農業従事者の高齢化や後継者不足が考えられているようであります。

特に中山間地域では土地条件が悪く生産性が低いため、耕作放棄地面積率が高くなっており、作付けしても収益が上がらないうえに、近年増加している有害鳥獣の被害により耕作をあきらめるといった、こういった傾向があるのではないかとこのように思っております。全国の農業委員等を対象にした全国農業会議所の調査でも耕作放棄地の発生要因の1位に高齢化、労働不足が挙げられております。

②の「販売農家数や経営耕地面積の今後の目標について」であります。目標設定はまだできておりませんが、先ほど議員からも述べられましたように、今年度に農業地域振興整備計画の変更を予定をしており、農用地の現状について、今、各地区の農業委員にその調査をお願いしているところであります。また、町や農協、農家が計画する施策や事業等を踏まえて、農業を振興する区域を明確化し、川棚町農業振興推進協議会に諮ったうえで農業振興地域整備計画を変更することとしているところであります。この農業振興地域整備計画の変更の数値を基礎として、数値目標の設定ができるのではないかと、このように思っております。

次に③の「本町の農家の経営類型について、今後どのような営農類型を考えているか」との質問であります。川棚町は水田を利用した土地利用

型の農業ではなく、収益性が高い施設園芸、例えば小串トマト、アスパラガス、ハウスミカンや肥育牛、繁殖牛生産が主流となっており、後継者も育っております。特にアスパラガスの生産は、新規就農者の選択作物として非常に有望かつ魅力的な作物であり、平成30年度も新規に就農が予定をされております。今後も収益性の高い施設園芸等を中心とした営農類型で進めていければよいのではないかと、このように考えております。

経営耕地面積の多くを占める水田農業につきましては大変厳しい物があるようであります。本町の代表的な水田地帯に五反田、中山地区がありますが、五反田地区では圃場の大区画化とポンプ、パイプラインの更新を契機として、若手の担い手2名に農地の集積が行われております。中山地区については、農事組合法人として米麦大豆の作付けに取り組んでおられますが、この2地区とも収入の7割以上が交付金収入という不安定な経営状況となっておりますので、今後、改善が見込まればよいなど、このように思っております。

次に④では、「中山間地域や農地が点在している地域の農地の保全、確保のための新規作物の導入や何らかの対策について必要があると思うが」という質問についてであります。農業の生産条件が不利な中山間地域につきましては、中山間直接支払交付金による直接支払と、共同での維持管理や、多面的機能支払交付金を活用した地域資源、例えば農地水路、農道等の質的向上を図る活動を支援して、遊休農地を増やさない取り組みを行っていただいております。新規作物の導入につきましては、有効な新規作物がないのが現状であります。また、高齢化による農業の離農対策といたしまして、石木、岩立、小串地区につきましては、農地中間管理事業による集積を推進しているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

次に、集団樹園地内の公衆用道路の取り扱いについての質問にお答えします。集団樹園地内の公衆用道路について、個人名義になっているものを所有者からの寄付をお願いして、川棚町名義に変更する考えはないかのご質問であります。町内の構造改善事業で整備した道路には、個人名義の公衆用道路、または個人名義の雑種地として登記がなされているものが多くあるようであります。経緯は定かではありませんが、昭和36年から

の農業構造改善事業による整備の折に、関係者との協議の折に個人名義のままにされているものと、そのように推測されます。

寄付については、一般的に寄付採納願により町名義としているものではありますが、寄付採納願につきましては、町から寄付をお願いするものではなく、所有者が寄付したいのという申し出をいただいたうえで寄付を受けるといふ、そういった性格のものであります。したがって、町が主体的に管理しなければならない公衆道路のうち、路線全体の個人名義の所有者から寄付の申し出があれば、採納するかについては検討することになるかと思えます。このことから、町から寄付をお願いするということは考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 まず、1問目の①ですが、販売農家数とか経営耕地面積が減少していることについては全国的な傾向ではあるけれども、憂慮すべき状況であるというふうに捉えておられるような答弁でした。そういう状況の中で、憂慮すべき状況を解決するために、具体的に今後どういうふうなことをすればいいのかっていうことを考えたり、議論されたことはあるのかどうかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。これは先ほど言いましたように、そういう状況は全国的な流れで、国においてもいろんな対策を講じるべきだというふうに議論をされておきまして、もちろん川棚町におきましても、正式な協議の場ではありませんが、常日頃から関係者が寄った会の中にはそういった議論はしているところでもあります。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 議論をぜひ続けていただいで対応をお願いをしたいと思えます。

2点目ですが、販売農家数とか経営耕地面積の目標については、今年度の農振計画の見直しがあるので、その調査結果等をもとにして目標の設定ができるのではないかなということでしたが、町としては、町全体の販売農家数とか、経営耕地面積を維持する方向で考えていこうと、目標設定していこうと考えているのか。それとも農家のそれぞれの判断で、推移していくまま

にしていくと考えているのか、その点についてはどうでしょうか。お尋ねします。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、お答えします。基本的には農家の皆さん方がどう判断をされているのかということが一番にはあるのではないかと思います。しかし、本町の農業を発展させていくためには、やっぱり農家の皆さんと関係機関と議論を深めていきながら、今後どうしていくかというようなことは議論をする必要があると思います。

高以良議員は今の川棚町の農業をどう捉えて今回の質問をされているのかよくわかりませんが、例えば認定農業者の数についても、平成28年46経営体、29年度47経営体、30年度47経営体、決して減ってはおりません。しかもですね、ここ5年間のいわゆる農業出荷額、ずっと右肩上がりで平成26年、25年度は13億3,000万、それから約、毎年1億円ずつ上がって、平成28年度には16億5,400万、このように上昇をしてきております。今、右肩上がりで上がってきております。

しかし残念ながら、29年度は14億4,500万ということで2億円下がっておりますが、これは肥育牛農家の出荷頭数が減少したことによりまして、その他の作物については順調に伸びている状況であります。そういった状況の中で、非常に悲観的な質問をされていることに私は違和感を感じるわけでありまして、しかし、農業が抱えているいわゆる基本的な課題、耕作放棄地の解消であるとか、あるいは有害鳥獣の被害対策をどうしようとか、それは喫緊の課題として捉えておりますので、そういったところについてはご理解をいただきながら質問をいただきたいと思います。以上でございます。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 私が質問をした背景にはですね、登壇しての質問の中にも触れましたが、大規模農家もありますが、今後ですね、特に兼業農家で後継者がいないところ、そういった農業をされているところについては、今後10年もしないうちに、耕作を放棄されるところがかなり増えてくるんじゃないかなというふうなことを心配しているわけです。既にある耕作放棄地については、農業委員会とか農地利用最適化推進委員ですかね、そう

いった方が中心になって対応してもらっていますが、今後、新たに耕作放棄地となることを抑えることも大事なことじゃないかなというふうに思っております。

町としては、大規模農家を育成する方向、もちろん大規模農家の育成は必要なことではあると思うんですが、それに的を絞っていくのか、それとも高齢者、兼業農家の農地を守る方向で、全体として本町の農業を守っていかうと考えているのか、そこをお尋ねしたいということでの質問です。そのことについてどういうふうに、大きな方向としてはどちらの方向で考えておられるのかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。本町で言う大規模農家っていうのはどこを指しておっしゃっているのかよくわかりませんが、基本的にはですね、農協に各部会がありますので、そういった部会の中でいろいろ、部会に出席をすることによって意見交換をしながら、この部会にはどういった支援が必要なのかというような観点から農業振興を図っております、大規模農家を支援するのか、あるいは兼業農家を支援していくのか、そういうことには、そういった考えは持っておりませんのでご理解をいただきたいと存じます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 農協の部会辺りに入っておられる方もかなりあると思うんですが、そういった方はどちらかという面積的に、ある程度まとまった面積、あるいは頭数による経営をされている方が主ではないかというふうに思っております。私が心配している中小零細あるいは高齢の農家、そういった方は部会にまで入ってっていうのはなかなかおられないんじゃないかなというふうなことでですね、そういう方達の農地っていうか、農業経営も守る方向での考えも必要ではないかと。その理由は耕作放棄地の発生を今後、耕作放棄地の発生をできるだけ抑えるということから、中小零細あるいは高齢農家も支援をしていく必要があるのではないかなというふうな考え方ですが、それは町としてはそういう農家については淘汰されていってもやむを得ないというふうなことなんですかね。

議 _____ **長** 町長。

町長 お答えします。やむを得ないということではなくして、そういった部会に入っていらっしゃらない中小零細農家については、基本的に町の方にそういった情報が入ってきておりません。そういった状況でありますので私の方からは答えることができませんが、担当課の方で何か情報収集をしとったら答弁をさせます。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 それではお答えいたします。そういった声っていいですかね、今のところ情報は入ってきていないという状況であります。中小零細農家、後継者がおられず高齢者になっております。中山間地域ではそういった高齢者が耕作ができなくなった場合には、中山間直接支払制度がありまして、その中で、共同活動の中で維持管理をしていく。また、先ほど言いました多面的事業、その中で維持管理をして守っていく。地区で守ってってもらうというふうなことで地区と話をしている状況であります。以上です。

議長 高以良議員。

10番高以良 中山間地域直接支払の制度についてはですね、大変効果があると思いますか、ありがたい制度だというふうには思っております。ただ、そういう地区に入っていないところ、主に畑ですね。中山間地域は畑が制度の対象になっているところもいくらかあるようですが、主には水田だと思います。特に耕作放棄地が発生しているのは、中山間地域の畑が多いんじゃないかなというふうに思いますが、中山間地域の支払いの対象になっていない地区については、どういうふうにご考慮されるかお尋ねします。

議長 町長。

町長 はい、お答えします。先ほども答弁いたしましたように、本町の農業振興については、町だけじゃなくして農業委員会とか、あるいは農協の部会とか、そして県の担当課、そういったところと色々な機会に議論して、協議して進めているわけでございます。そういった中には当然部会に入って、そしていわゆる農業経営をなさっている方との意見交換であります。今、高以良議員がおっしゃっているのは中小零細、いわゆる農業経営者としての位置付けがどうなのかということで私も理解がよくでき

ないんですけど、そこまで声が聞こえてきませんので、町としてどう、それを個々にどう対応するかということについては非常に判断がしにくい部分でございます。したがって、具体的な質問に対する答弁ができかねますのでご理解いただきたいと思います。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 3点目にいきます。今後の本町の農家の営農類型については、施設園芸を中心に進めていきたいということでありました。水田農業は大変厳しい状況ではあると思いますが、面積的にはかなりの面積があります。今後、水田農業は五反田とか中山とか、そういった圃場の大型化ができるところを中心に進めていかれるだろうと思いますが、それ以外の中山間地区とか、圃場整備ができていない散在する農地、水田があるところ、そういったところについてはどのように進めていく考えなのかお尋ねします。先ほど、施設園芸を中心についていう答弁でしたが、それだけでは全体の農家に対応できるのは難しいんじゃないかなというふうに思います。水稻についても引き続き振興していく必要があるんじゃないかなというふうに思います、その点についてお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。まず質問がいくつかあってちょっと聞き漏らしたところもありますが、まず圃場整備のことについてお答えをさせていただきます。これは川棚、波佐見の圃場整備が県営の第1号として実施をされてからもう何十年も経過をしております、今、波佐見地域では、今の一区画3反の面積を6反辺りに拡幅をしようというふうな事業に取り組もうとされております。基本的には中山間地域でも圃場整備を行うためには、これは土地改良事業として進める必要がありますので、土地改良区の設定をしていかなければなりません。そして、当然いわゆる受益者負担、地元負担がありますので、やはりこれは地元からそういった事業を進めていきたいという、そういった提案がなければ、町の方からここは圃場整備したらどうかというふうなことは、簡単に言えるような状況じゃないのではないかと思います。そういったことにつきましてはやはり、地元からのそういった要望に応じて町がどう応えていくかというのが一般的な課題だろうと、このように認識をいたしております。

次の質問についてはちょっと聞き漏らしましたので、再質問をお願いいたします。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 営農類型についてはですね、施設園芸を中心にしたものを持っていきたいというようなことであったと思います。川棚町の今の農業の実態を考えたときに、施設園芸をされる方ももちろんあるとは思いますが、一般的な農家で施設園芸を主にやっっていこうというふうなことは、ちょっと全体的には難しいんじゃないかなというふうに思います。それで、施設園芸にしても、その他の営農類型にしても、町がどのようなものを今後進めていきたいと考えているのかっていうのを具体的に示して、そしてその方向に誘導していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺のことについてお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えいたします。先ほど、施設園芸がいいんじゃないかっていうふうな話をしましたのは、現に、例えば小串トマトであるとか、あるいはアスパラガス、小串トマトにつきましては後継者も育てておりまして、今回、耕作面積も増えております。そしてアスパラガスについては新規就農者も増えてきております。そういったことから、今の状況からすれば、そういった方向に事業を進めていけばいいのではないかとというふうに私は思ったから、そう答弁したわけでありまして。

そして、今、町がどうするのか、農家を誘導していくべきではないかというようなご質問もありましたけれども、やはり基本的には農家がどうしたいのか、そのためには農協や、そしていわゆる県の主導がどうなされていくのか、それについて町がどう支援をしていくのかということで私は考えておりまして、町にはそういった専門家がおりませんので、それは町じゃなくして県の、いわゆる県央振興局の仕事ではないかと、このように考えております。基本的にはそういった県央振興局と、いわゆる農協と農家と我々行政が一体となって方針を決めるべきだろうと、こう考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 町だけで決めるというのは、なかなか難しい部分もあるかな

というふうには思います。最終的に決定するのは農家自身であるということも理解をしているつもりであります。関係機関と町が協議をして、川棚町としてはこういった作物、営農類型を進めていきたいと考えていることを示すことはできると思うんですよね。こういうことを町が考えておるので、農家としてはこことここを取り組んでもらえれば、行政としてはこういう支援をします、していきたいと思っていますというようなことも、やっぱり農家には周知っていいですか、知らせていく必要もあるのではないかなというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。何回も申し上げておりますように、そういうふうには私は理解をしておりません。基本的に、先ほども言いましたように専門家がおられませんので、これは県、あるいは農協辺りと協議をしながら、そして農家の皆さん方と議論を深めて進めるべきだと、こう考えておまして、町が町の方針を示して、そして農家を誘導するという点については、いささか無理があるのではないかと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 4点目ですが、前にも質問をしたことがありましたけれども、耕作放棄地については中山間地域の普通畑とか樹園地の跡で多く発生しているものと思います。高齢農家とか兼業農家ではですね、なんとかして耕作放棄地を出さないようにしたいというふうには思っておっても、なかなかできないということもあると思います。そういうことで、先ほども質問しましたけれども、そういった農家でも対応できるような作物でもあればということで、前回いつでしたかね、1年ぐらい前でしたかね、一般質問した、新規作物の導入について質問をしたことがありましたけれども、そのときは農業改良普及センターとかJAとも協議をしたいということがありました。先ほどの答弁では新規作物はないということでしたが、今のところないという答弁でありましたけれども、これは先ほどから話がある関係機関とかと協議をしたうえでの結論なのかどうかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町長 はい、お答えします。それは町が誘導してこれを作ったらどうかという、そういったものはないということをお答えしたつもりでございます。

この新規作物については以前から議論なされておりました、要はいわゆる中山間地についてはイノシシの被害がありますので、これに強い作物を作ったらどうかという話が以前もありまして、例えばオリーブなんかどうだろうかという話をしたことはあります。これは町が誘導したということではありませんけども、現在、耕作放棄地にビワの木の植樹をしたらどうかという話が出てきているようであります。そういったことについては今後、そういった考え方をお持ちの方といろいろな情報交換をしながら進めていければと、このように考えております。以上でございます。

議長 はい、高以良議員。

10番高以良 いろいろ耕作放棄地の関係とか、新規作物の関係とかも含めてですね、職員の皆さん方には大変だろうとは思いますが、できるだけ地元にも出ていただいて、農家の皆さんと直接意見交換といいますか、話をさせていただければ、お互いに知恵を出せる部分もあるのではないかなというふうに思いますが、そういった方向での取り組みというのは考えられないかお尋ねします。座談会、議論をする場を設けるということですね。もっと直接地元に出て行っていただいて、いろいろ情報交換、あるいは勉強する場、議論をする場を設けていけば、いろいろお互いいいアイディアも出るんじゃないかなというふうに思いますので、職員の皆さん方は大変だと思いますが、農家と直接話をする機会を積極的に持っていただきたいということでお尋ねです。

議長 町長。

町長 今、議員からはもっと地域に出て行っていろんな意見交換をせろというふうな話でありまして、漠然としてはそういったことになろうかと思いますが、実際、具体的な事例がないと取り組みができないわけでありまして、どういったことを想定されて質問されているのか、再質問をお願いしたいと思います。

議長 高以良議員。

10番高以良 具体的には中山間地域での、中山間地域じゃなくて、新たな

耕作放棄地を出さないための取り組みとしてどういったことが考えられるかですね。そういったこととか、作物のことについてもいろいろ勉強したいということで、農家から質問でもあれば、そういったことについての勉強会といいますかね、指導的なこととか、あるいは直接職員が指導できないにしても、農協辺り、普及センターとかどこかにしてもらったりして、意見交換とかということとはできないのかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。その件については先ほども言いましたように、農家からそういった申し出があれば、それは当然関係者が寄って議論を深めていくということにはなろうかと思えます。先ほど漠然とした話でありましたので答弁できませんでしたが、そういった具体的な話があれば、担当課長含めて職員が出向くことについては問題ないと思えます。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 2問目の公衆用道路の取り扱いについてお尋ねします。寄付採納により対応することはできるけれども、町からお願いするものではないというような答えでありました。路線全体についての申し出があれば可能ということでありまして、部分的、路線の一部が公衆用道路、個人の名義のままの公衆用道路となっているところもかなりあるんじゃないかなというふうに思いますので、そういったところを部分的にでも、個人名義になっているところについて町への寄付をお願いして名義を変えていけば、結果的に路線全体での道路としての、何ていいますかね、利用が安定してできるということになるんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。高以良議員がおっしゃるように、そういったことができれば確かに良いと思うんですけど、ご承知のように川棚町にはそういった状況のいわゆる道路がたくさんございます。基本的には町が主体的に管理をしていかなければならない道路、いわゆる町道であったり、農道台帳に登載した農道であったり、そういったものについては、やはりその中でも個人名義の土地がある場合には町の方から申し出て、寄

付をしていただくということについてはこれまでもあっておりまして、そうすべきだろうというふうに思います。

しかし、それ以外の土地についてはかならずしもそうではないというふうに思っております。と言いますのは、先ほども言いましたように、この個人名義の公衆用道路を町の名義にする場合には、まず相続登記、それから測量設計業務、多額の経費がかかりますので、それは今の川棚町の財政状況からすれば取り組めない状況でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 現地がすべてわかっているわけではありませんが、現在公衆用道路になっている部分は、分筆はたぶんできていると思っております。事業で実施、構造改善事業で造られた道路についてはですね。だから分筆などについては必要なくて、名義を変えるだけでいいのではないかなというふうに思っておりますが、そこら辺についてどういう状況かっていうのは把握はされていないのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。それは先ほど申し上げましたように、そういうケースは町内たくさんありますので、個々には把握しておりません。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 できるだけ把握をしていただいて、問題のもとになるような状況をなくす必要があるのではないかなというふうに思います。というのはですね、以前、新谷地区で開催された町づくり懇談会ですかね、共同の町づくり懇談会で同じような質問をしたときに調査をしてみるとというような答えであったというふうに思います。その後、調査をされなかったのか、されないのかわからなかったのか、調査してもわからなかったのかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。高以良議員の質問が特定なところを指しておっしゃっているのか、町全体を言って質問されているのかよくわかりませんが、町内にはそういったケースがたくさんあるということは調査をいたしております。

議 長 高以良議員。

10番高以良 私の質問の趣旨は、通告文にも書いていますように、構造改善事業で整備をされた集団樹園地内の公衆用道路ということであります。それ以外のところの公衆用道路についてはそれぞれの事情があると思いますので、そこまでは今回の質問では求めていないつもりです。現時点ではなかなか難しい答弁のようでありますので、問題のもとになるような状況はなくす必要があるのではないかなというふうに思いますので、可能な限り取り組んでいただければというふうに思います。以上で質問を終わります。

(16 : 28)

議 長 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

議 長 次に日程第2、「新庁舎等建設調査特別委員会視察調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。新庁舎等建設調査特別委員長。

新庁舎等建設調査特別委員長 新庁舎等建設調査特別委員会では、先般先進地の視察調査を行いました。本日朝、その報告書を皆さん方のお手元に配布いたしておりますので、その報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

平成30年6月14日。川棚町議会議長初手安幸様。新庁舎等建設調査特別委員会委員長山口隆。

委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査しましたので、調査の結果を次のとおり川棚町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第77条の規定により報告します。

記。

1. 調査期日、平成30年5月22・23日。
2. 調査場所、佐賀県みやき町、福岡県広川町、熊本県山鹿市、熊本県大津町。
3. 出席者、委員全員、議長、事務局長。
4. 調査の目的。閉会中の継続調査「新庁舎等建設」について。
5. 調査の概要。

1) 佐賀県みやき町。

①庁舎建設については、合併協議会で分庁方式を採用することが決定されていた。みやき町地域防災計画でみやき庁舎に災害対策本部を設置することとなっていたため、先進地などの事例を参考に「みやき町防災センター・行政棟」の複合型の庁舎が建設された。

②建設については、役場職員による「建設準備委員会」（平成25年に設置し、副町長を会長とし8名）及び議員（3名）・住民代表・消防団代表・学識経験者による「施設整備委員会」（平成26年に設置し、11名）で協議し、複合型については議会から提案をされた。

③延床面積は西棟2,221㎡と東棟565㎡の2,786㎡である。西棟は、鉄筋コンクリート造2階建てで、防災会議室、一時避難所、防災無線室、調理室などの防災機能があり、行政機能としては総合窓口課、総務課、企画調整課、財政課、安全安心まちづくり町民会議、町長室、副町長室などがある。敷地内には、防災広場が整備されている。東棟は、防災用品の備蓄倉庫等になっている。

④総事業費は、建築費、外構工事、用地費、設計管理費等を含め約20億4,500万円で建築費は約13億8,900万円である。

⑤財源内訳は、合併特例債16億8,400万円、緊急防災・減災事業債1億3,400万円、庁舎建設基金9,000万円、一般財源1億3,600万円となっている。

⑥工事については、設計は福岡県の業者でプロポーザル方式、施工は地元企業のJVで分離分割発注方式を採用し、地元企業が大半である。

⑦パブリックコメントなどは行っていないが、「施設整備委員会」での町民の意見や議会の意見を反映させた。

2) 福岡県広川町。

①庁舎の老朽化（昭和45年建築）に伴い、防災機能を備えた庁舎の建築を検討中である。

②平成25年「庁舎検討委員会」を設置し、平成26年報告書が提出され「庁舎の全面改築」の方向が示された。また、平成27年8月に「アンケート」を実施。（3,000世帯を無作為抽出、912名回答）検討委員会は13名で構成され、議員が5名選出されている。

③庁舎建設の推進については、庁舎等建設検討会議（三役・管理職）、庁舎等建設作業部会（各課の代表）、庁舎建設委員会（平成29年3月設置）等で協議中である。庁舎建設委員会は、15名で構成され議員が3名選出されている。

④基本計画の答申を受けて、住民説明会及びパブリックコメントを実施する予定である。

⑤新庁舎建設基本計画業務については、公募型プロポーザル方式でコンサルに発注済みである。設計及び施工の発注方式は、従来方式（設計・施工分離発注方式）、DB方式、PFI等今後検討する。

⑥建設については、市町村役場機能緊急保全事業を活用し、平成32年度竣工を予定し、緊急保全事業対象外（駐車場、解体など）の事業については平成34年度竣工を目指している。

⑦財源については、概算事業費を26億円と想定し、市町村役場機能緊急保全事業、緊急防災・減災事業、消防防災施設整備費補助金等を検討している。

3) 熊本県山鹿市。

①平成17年に1市4町が合併し、平成20年から新庁舎建設について構想委員会等で基本計画（基本構想）を策定した。平成22年新庁舎整備市民懇話会（15名：学識経験者、各種団体代表など）を発足、平成22年新庁舎整備基本設計、平成23年実施設計、平成24年着工し、平成27年竣工した。

②行政棟は建築面積2,375㎡、地下1階、地上5階で延床面積9,740㎡である。隣接する市民交流センターは、地下1階、地上2階で延床面積は2,893㎡で、総事業費は45億5,100万円である。内訳は庁舎分が33億円、交流センター分が12億円である。

③財源は合併補助金2億1,500万円、合併特例債37億5,300万円、基金2億6,800万円、一般財源3億1,500万円である。

④基本構想策定業務は、プロポーザル方式により指名業者5者から選定。基本設計業務は、プロポーザル方式により指名業者4者から選定。実施設計業務は、基本設計業者と随意契約。建設工事は、指名業者9者による入札。なお地元企業はJVでも厳しかったため大手1本で公募した。但

し、地元活用を条件とした。

⑤庁舎には防災拠点としての機能、環境面への配慮（LED電灯、太陽光発電、雨水・井水の利用など）も行っている。

⑥議会から基本設計期間中に「要望書」を提出している。

⑦住民への情報発信は、広報誌、ホームページ、庁舎ロビーへの掲示等。基本構想の策定において、住民意見の集約として、全戸にチラシ配布し、郵便及び電子メールで受け付けた。

4) 熊本県大津町。

①東北震災後の平成26年庁舎建設委員会を設置し「建替え」を検討中に、平成28年の熊本震災により庁舎が被害を受けたため新庁舎の早急な整備が必要になった。現在仮庁舎で業務の遂行中である。

②平成28年町議会新庁舎建設特別委員会を設置し、各種団体へ基本方針の説明を行った。平成29年基本構想・基本設計の策定、住民説明会を開催した。今後は、平成30年基本設計、実施設計の完了、平成31年新庁舎建設着工、平成32年度供用開始、外構工事などの予定である。

③庁舎の延床面積は約7,000㎡で総事業費は40.5億円、内訳は庁舎建設基金8.4億円、一般単独災害復旧事業債25億円、一般財源7.1億円を予定している。

④基本設計、実施設計の業者選定については、代表企業と県内企業によるJVの結成を条件にするなどプロポーザル実施要領を設置している。また、審査委員には、大学教授、国交省の職員など専門家を入れている。

⑤基本計画の策定に当たっては、住民アンケート、職員アンケート、町民をはじめ有識者などで構成される外部検討委員会や議会での議論をもとに進められている。

⑥新庁舎建設については、小学校区別に住民説明会の開催、基本構想についてはパブリックコメント等で町民の声を反映させている。

⑦議会新庁舎建設特別委員会から提言書及び基本設計策定に関わる25項目の要望書を提出している。

6. 調査結果のまとめ。

①各自治体とも、防災拠点としての機能を有する庁舎、環境に配慮した庁舎、住民サービスの向上、町づくりの拠点などを基本構想（コンセプト

ト)として建設を検討されており、本町庁舎建設でも参考になると思われた。

②庁舎建設については、住民アンケート、住民説明会、パブリックコメント等を実施するなど住民の意見を反映させる姿勢が感じられた。

③庁舎建設委員会、庁舎建設検討委員会に専門の知識を持った有識者が選出されている。本町でも参考になると思われる。

④業者の選定については、公募型プロポーザル方式で分離分割発注方式が多く、地元企業に対する配慮がなされている。本町でも参考になると思われる。

7. 委員会の意見。

①本町庁舎建設については、町民への情報公開を行い、住民アンケートやパブリックコメント等を実施するなど町民の目線に立った庁舎の建設に努められたい。

②財源については、庁舎建設基金、市町村役場機能緊急保全事業債以外にも防災・減災事業債等の活用など財源確保を研究されたい。

③本町の庁舎建設については、平成32年度末竣工を考えると時間に余裕がないように思われる。大幅な変更、むやみに時間を浪費することなくスピード感を以て取り組む必要があると感じられた。そのためにも行政、議会、町民が一体となり庁舎建設を進める構図を作り出すことが大切である。以上でございます。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。はい。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(16:42)

議 長 次に日程第3、「議会広報広聴特別委員会中間報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会広報広聴特別委員長。

議会広報広聴特別委員長 お手元に配布されております中間報告書を読み上

げて、報告とさせていただきます。

平成30年6月14日。川棚町議会議長初手安幸様。議会広報広聴特別委員会委員長村井達己。

議会広報広聴特別委員会中間報告書。本委員会の所管事務調査事件について、川棚町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第47条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

議会広報広聴特別委員会委員長中間報告。

1. 件名、議会報告会に関する事。
2. 経過と概要。

（1）第1回委員会。日時、平成30年4月9日（月）。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長。内容、議会報告会に関する事。

（2）第2回委員会。日時、平成30年4月25日（水）。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長。内容、議会報告会に関する事。

（3）議会報告会。

日時、平成30年5月14日（月）。場所①若草集会所、参加者10名。出席者、山口、田口、堀田、堀池、小谷、高以良議員、議長、事務局書記。内容、別添資料参照。場所②新町集会所、参加者12名。出席者、三岳、久保田、毛利、波戸、小田、村井議員、議長、事務局長。内容、別添資料参照。

日時、平成30年5月16日（水）。場所③中組公民館、参加者16名。出席者、山口、田口、堀田、堀池、小谷、高以良議員、議長、事務局書記。内容、別添資料参照。場所④岩立公民館、参加者22名。出席者、三岳、久保田、毛利、波戸、小田、村井議員、議長、事務局長。内容、別添資料参照。

（4）第3回委員会。日時、平成30年6月6日（水）。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長。内容、議会報告会の反省と取りまとめ。

議会広報広聴特別委員会議会報告会内容。

1. 件名、第7回議会報告会。

2. 期日、平成30年5月14日、16日。

3. 場所、若草、新町、中組、岩立公民館。

4. 出席者、町民（4会場合計：60名）、委員全員、議長、事務局長、事務局書記。

5. 概要（主な質疑と答弁）。

問：新庁舎建設の概要は。

答：本年度基本構想、基本設計を行う。主な財源は国の市町村役場機能緊急保全事業を活用し、現庁舎跡に別館棟（議会）と一体化した庁舎となる。平成32年度末に完成予定である。

問：企業誘致への具体的な活動は。また、基幹農道を企業誘致に活用できないのか。

答：県の産業振興財団に職員を派遣し、誘致のノウハウ等を研修しているところである。基幹農道は企業誘致のためではなく、耕畜連携が目的である。

問：駅伝を観客が多く見込まれる町の中心部で開催できないか。また、マラソン大会を開催してほしいが。

答：道路の渋滞や安全面から警察の許可が下りないため、駅伝やマラソンを中心部で開催するのは大変厳しいと思う。

問：地域のイベントは少人数でやっている。若者の出番が少ないし、パワーは持っているがそれを出す場がないのではないか。

答：自主活動に対する補助金制度もあり活用していただきたい。補助期間は3年間で、その間に軌道に乗せてほしい。

問：本町には小児科が1医院しかなく、もし閉院したらどうするのか。

答：長崎川棚医療センターに小児科の設置をお願いしているが、実現していない。

問：地域おこし協力隊の人選の方法や身分は。また、起業できる環境ができないか。

答：希望者が総務省に登録し、その中から町が取り組んでもらうテーマを決めて人選するが職員ではない。地域おこし協力隊が独立する際に補助する制度を本年度新設したところである。

問：結婚支援だけでなく、人口減少対策はあるのか。

答：子育て支援や空き家バンクなどにも取り組んでいる。

問：長崎川棚医療センター前の渋滞緩和対策は。

答：町道中倉線の改良工事と合わせ、国道の右折レーン設置が行われる。

問：石木ダムについて議会はどう考えているのか。また、ダムが決壊した場合、大きな被害が出るのではないか。

答：議会では、これまで推進の決議を3回している。ダムは十分に安全性を考慮した設計となっている。

問：防災無線が聞こえにくい。

答：個別受信機の貸し出しもあるし、メール配信やNBCのデータ放送でも見ることができる。非常時はサイレンが鳴るので分ると思う。

問：生きいきタクシー利用券は、遠方の方は手出しが大きくメリットが少ない。タクシー券より商品券の方が誰でも使えてよいのではないか。

答：議会からも中心部と遠隔地で差をつけるよう言ってきたが、線引きが難しいとのことであった。現在、総務厚生委員会では「自治会バス」の運営を提案しているところである。

問：川棚港埋立地緑地工事の概要は。

答：9.3ヘクタールのうちの5ヘクタールをサッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフ等ができる多目的広場で、160台の駐車場や休憩所が完備される。

問：国保事業を県と一体となって運営するとなっているが、保険料は下がらないのか。

答：医療費は県内トップだったが、広域化によって資産割がなくなり若干下がることになる。

問：新町町営住宅の換気扇が壊れ役場に連絡したが、2日後に「1週間ほどかかる」との連絡がきた。もう少し早く、はっきりした対応ができないか。

答：対応が遅かったことは建設課に伝えておく。

問：生ごみ用の袋は大と小があるが、缶、瓶用の袋は大きいしかない。高齢者や一人暮らしの方には小さい袋があればよいと思うができないのか。

答：ゴミ袋は福祉組合の管轄である。福祉組合に伝える。

問：石木から城山に抜ける道は狭いし、大きな車も通る。制限速度の道路標識も無く大変危険である。

答：道路標識（減速表示）、外側線（ライン）などについては本年度実施予定である

問：石木小学校の生徒数も少なくなっている。学校再編の話は出ていないのか。

答：少子化が進み各小学校の生徒数も減ってきているが、現時点では再編は考えていないということである。

問：城山公園忠霊塔の裏側付近の樹木が生い茂り、忠霊塔も見えないし景観が悪い。

答：樹木伐採等の要望があったことを行政に伝える。

問：町村合併について3町の考えは。

答：合併についてはこれまで2回破綻した。その後、議会では平成20年以降議論していない。3町の行政も単独で行く考え方だと思う。

6. まとめ。

議会報告会は今回で7回目となり、4会場で開催した。

町民への日時、会場等の周知については、議会だよりへの掲載や防災無線での2回の呼びかけをはじめ、全地区への回覧板、開催会場4地区周辺に戸別ビラの配布などを行った。

可能な限りの方法で周知を図ったが、前回より参加者が減少したことは残念な結果となった。しかしこれまでになく女性の参加者が増え、女性の立場からの意見も数多く聞いたことは大変参考になるものとなった。今後は更なる参加者の増員と若者の参加を促すことが課題である。

内容としては、平成30年度予算や議会のしくみ等を簡単に説明し、多くの時間を町民との意見交換に充てた。

参加者からの質問や意見は、生活に密着した意見や地元からの要望が主なものであったが、新庁舎建設や企業誘致、川棚港埋立地の緑地広場には多くの関心を持たれている。

また、総代を通しての地区要望が長年にわたり実現できていないことへの不満も聞かれたが、現状を説明した上で引き続き要望を続けることを提

案した。

議会としてもこのような意見を真摯に受け止め、調査研究、検討し行政等に反映させながら、活力ある町の発展に資するための努力がさらに必要である。

また行政、議会、町民それぞれの立場で協力し、協働の町づくりをこれまで以上に推進していくことが望まれる。

なお、議会報告会でのアンケート結果や内容等については、その都度議会だより等で報告をする。以上であります。

議 長 これから、委員長の報告に対し。はい。

6 番 堀 田 漏れていましたので、1 ページ目ですね、3 番目の議会報告会の中で、出席者の中に福田議員が入っておりませんので付け加えてください。

議 長 もう 1 回。

6 番 堀 田 3 番目の議会報告会の中の平成 3 0 年 5 月 1 4 日分と、それから 5 月 1 6 日の分に福田議員の名前が入っていませんので、付け加えていただきたい。申し訳ありませんでした。

議 長 場所はどっち。

6 番 堀 田 ①と③です。

議 長 ①と③。

6 番 堀 田 はい。

議 長 ということであります。はい。これから委員長の報告に対し質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 長 はい。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 6 : 5 5)

議 長 次に日程第 4、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第 1 2 7 条の規定によって、お手元に配布をしました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思います。異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」はお手元に配布をしました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、ただいま議決いたしました「議員派遣の件」で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(1 6 : 5 6)

議 _____ 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。平成30年6月川棚町議会定例会を閉会をいたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 6 : 5 7)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 初手安幸

会議録署名議員 _____ 毛利喜信

会議録署名議員 _____ 堀田一徳